

岡山県公報

発行
岡山県

目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【条 例】

- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 岡山県行政不服等審査会条例
- 岡山県吏員恩給条例及び職員の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例
- 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の退職管理に関する条例
- 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例
- 決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例

総務学事課

〃

人事課

〃

〃

〃

行政改革推進室

財政課

県民生活交通課

市町村課

航空企画推進課

例

- 岡山県消費生活センター条例の一部を改正する条例
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 岡山県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例を廃止する条例
- 岡山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例を廃止する条例
- 岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

くらし安全安心課

〃

子ども未来課

生活衛生課

〃

障害福祉課

〃

〃

長寿社会課

〃

労働雇用政策課

農産課

<ul style="list-style-type: none"> 部を改正する条例 ○ 岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 ○ 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 ○ 岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県迷惑行為防止条例等の一部を改正する条例 ○ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 ○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例 	目次	<ul style="list-style-type: none"> 畜産課 建築指導課 住宅課 教育委員会 〃 〃 警察本部 〃 人事課 〃 障害福祉課 	担当課(室)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例 ○ 介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例 ○ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例 ○ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例 ○ 岡山県職員退職手当基金条例 ○ 岡山県国民健康保険財政安定化基金条例 ○ 公布した条例の解説 	目次	<ul style="list-style-type: none"> 長寿社会課 〃 〃 〃 〃 人事課 財政課 長寿社会課 総務学事課 	担当課(室)

【解説】

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第一号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岡山県職員給与条例の一部改正)

第一条 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」に改める。

(岡山県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 岡山県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年岡山県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」に改める。

(岡山県税条例の一部改正)

第三条 岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「前項の」を「同項の」に改める。

(岡山県県土保全条例の一部改正)

第四条 岡山県県土保全条例(昭和四十八年岡山県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条を削り、第十六条を第十五条とし、第十六条の二を第十六条とする。

(岡山県行政手続条例の一部改正)

第五条 岡山県行政手続条例(平成七年岡山県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第十九条第二項第四号中「ことのある」を削る。

(岡山県行政情報公開条例の一部改正)

第六条 岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「同条」の下に「及び第二十二條第一項」を加える。

第十四条第三項中「第十七條第二号」を「第十七條第二項第二号」に改める。

第十六条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に基づく異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第十六条の三 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第十七条を次のように改める。

(審査請求に係る諮問)

第十七条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合において、審査庁は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という)に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

一 審査請求人から反論書(行政不服審査法第三十条第一項に規定する反論書をいう。次号において同じ。)が提出されたとき。

二 審査請求人から反論書を提出しない旨の申出があったときその他反論書が提出される見込みがないと認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、同項の規定による諮問は、することを要しない。

一 審査請求が不適法であり、却下するとき。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

第十八条中「前条」を「前条第一項」に、「処分庁又は審査庁(第二十条において「諮問庁」という。)」を「審査庁」に改め、同条第一号中「不服申立人及び参加人」を「審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は裁決を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を變更し」を「(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を變更し」に改め、「決定又は」を削る。

第二十条第一項中「諮問庁」を「審査庁」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「諮問庁」を「審査庁」に改め、同条第三項中「諮問庁」を「審査庁」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、」を「審査請求人、」に、「諮問庁」を「審査庁」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十一条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十二条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加える。

第二十三条(見出しを含む。)中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(岡山県環境基本条例の一部改正)

第七条 岡山県環境基本条例(平成八年岡山県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二号中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」を「行政不服審査法(平

成二十六年法律第六十八号)に改める。

(岡山県総務関係手数料徴収条例の一部改正)

第八条 岡山県総務関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

七十二 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八条第一項(同法その他の法令において準用する場合を含む。)又は第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第一項の規定による写し等の交付 次に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 白黒で複写し、又は出力した写し等の交付 用紙一枚につき十円

ロ カラーで複写し、又は出力した写し等の交付 用紙一枚につき五十円

(岡山県個人情報保護条例の一部改正)

第九条 岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第二条第四号中「いう。第八条第一項、第二十四条第一項及び第五十三条において」を「いう。以下」に改める。

第二十三条第三項中「第三十七条第二号」を「第三十七条第二項第二号」に改める。

第三十二条第二項中「第三十七条第三号」を「第三十七条第二項第三号」に改める。

第三十六条第一項中「第三十七条第四号」を「次項」に改める。

「第四節 不服申立て等」を「第四節 審査請求等」に改める。

第三十六条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「に対する決定」を「(以下「開示請求等」という。)に対する決定」に、「開示請求、訂正等請求若しくは利用停止等請求に係る」を「開示請求等に係る」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に基づく異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第三十六条の三 開示請求等に対する決定又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第三十七条を次のように改める。

(審査請求に係る諮問)

第三十七条 開示請求等に対する決定又は開示請求等に係る不作為について審査請求があった場合において、審査庁は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならぬ。

一 審査請求人から反論書(行政不服審査法第三十条第一項に規定する反論書をいう。次号において同じ。)が提出されたとき。

二 審査請求人から反論書を提出しない旨の申出があったときその他反論書が提出される見込みがないと認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、同項の規定による諮問は、することを要しない。

一 審査請求が不適法であり、却下するとき。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示するとき。

ただし、当該開示について開示反対意見書が提出されているときを除く。

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等をするとき。

ただし、当該訂正等について訂正等反対意見書が提出されているときを除く。

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止等をするとき。

第三十八条中「前条」を「前条第一項」に、「処分又は審査庁（第四十条において「諮問庁」という。）を「審査庁」に改め、同条第一号中「不服申立人及び参加人」を「審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下同じ。）」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等又は訂正等の決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示又は訂正等」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第三十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は裁決を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を變更し」を「（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を變更し」に改め、「決定又は」を削る。

第四十条第一項中「諮問庁」を「審査庁」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「開示請求等決定」を「開示請求等に対する決定」に改め、同条第二項中「諮問庁」を「審査庁」に改め、同条第三項中「諮問庁」を「審査庁」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「開示請求等決定」を「開示請求等に対する決定」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、」を「審査請求人、」に、「諮問庁」を「審査庁」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第四十一条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第四十二条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加える。

第四十三条（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第十条 岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた請求に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

岡山県行政不服等審査会条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第二号

岡山県行政不服等審査会条例

(設置)

第一条 次に掲げる機関として、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

一 岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）に基づく諮問に係る審査請求及び行政情報の公開の総合的な推進に関する重要施策についての調査審議及び意見の具申を行う機関

二 岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく諮問に係る審査請求及び個人情報保護に関する重要施策についての調査審議及び意見の具申を行う機関

三 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第一項の機関

(組織)

第二条 審査会は、委員十二人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

4 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

(部会)

第六条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

6 前条第一項及び第三項の規定は、部会の会議について準用する。

7 部会は、部会に属する委員のうち半数以上かつ三人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、総務部において行う。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第九条 第三条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において附則第四項の規定による改正前の岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、施行日において第三条第一項の規定により審査会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、同条第二項の規定にかかわらず、平成二十八年九月三十日までとする。

3 この条例の施行前に旧審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

(岡山県附属機関条例の一部改正)

4 岡山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表第一岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会の項を削る。

(岡山県行政情報公開条例の一部改正)

5 岡山県行政情報公開条例の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第二十五条」を「第二十四条」に改める。

第十七条第一項中「岡山県附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）」を「岡山県行政不服等審査会条例（平成二十八年岡山県条例第二号）」に、「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」を「岡山県行政不服等審査会」に改める。

第二十四条を削り、第二十五条を第二十四条とし、第二十六条から第三十五条までを一条ずつ繰り上げる。

第三十六条を削る。

（岡山県個人情報保護条例の一部改正）

6 岡山県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」を「岡山県行政不服等審査会」に、「第五十六条」を「第五十五条」に改める。

第三十七条第一項中「岡山県附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）」を「岡山県行政不服等審査会条例（平成二十八年岡山県条例第二号）」に、「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」を「岡山県行政不服等審査会」に改める。

「第四章 岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」を「第四章 岡山県行政不服等審査会」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第五十四条を削り、第五十五条を第五十四条とし、第五十六条を第五十五条とする。

（岡山県行政情報公開条例及び岡山県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

7 旧審査会の委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

8 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

岡山県吏員恩給条例及び職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三号

岡山県吏員恩給条例及び職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

（岡山県吏員恩給条例の一部改正）

第一条 岡山県吏員恩給条例（昭和二十五年岡山県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二の見出し中「処刑停止」を「停止」に改め、同条本文中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときはこれを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるに至つた月の翌月以降はこれを停止せず、これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるに至つた月までこれを停止する。

第五十八条第一項本文中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり、」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは扶助料は停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止せず、これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第二条 職員の分限に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第十一号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「禁錮」を「禁錮」に、「刑の」を「刑の全部の」に改め、同条第二項中「刑の」を「刑の全部の」に改める。

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十九号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四号

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

(岡山県職員給与条例の一部改正)

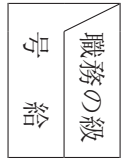
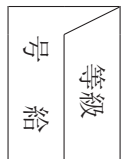
第一条 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

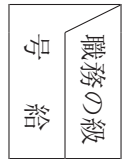
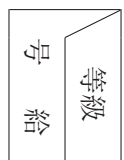
第二条の見出しを「(給料表及び等級別基準職務表)」に改め、同条第二項中「職務の級」を「等級」に改め、「標準的な」を削り、「人事委員会が定める」を「等級別基準職務表(別表第六)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として人事委員会規則で定めるものは、これに相応する同表に掲げる職務に係る等級にそれぞれ分類されるものとする」に改める。

第四条第一項中「職務の級」を「等級」に改め、同条第二項中「職務の級」を「等級」に、「かつ、」を「かつ、等級別基準職務表及び」に改め、同条第四項、第六項及び第八項中「職務の級」を「等級」に改める。

第四条の二第一項、第八条第一項、第八条の二第二項、第十九条第五項及び第十九条の六第二項中「職務の級」を「等級」に改める。

別表第一及び別表第二中「職務の級」を「等級」に改める。

別表第三の表中
 を
 に改め、同表の備考2中「職務の級」

を「職務」に改め、別表第三の表中
 を
 に改め、同表の備考

2中「職務の級」を「職務」に改める。

別表第四及び別表第五中「職務の級」を「職務」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第六 等級別基準職務表（第二条関係）

イ 行政職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
一級	主事又は技師の職務
二級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
三級	主任の職務
四級	主幹の職務
五級	1 出先機関の課長の職務 2 副参事の職務
六級	1 本庁の課長又は室長の職務 2 出先機関の長の職務 3 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 4 参事の職務
七級	1 本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 2 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 3 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 4 参与の職務
八級	1 本庁の部次長の職務 2 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 3 困難な業務を所掌する参与の職務
九級	1 本庁の部長の職務 2 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 3 理事の職務

ロ 公安職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
一級	係員の職務

二 教育職給料表(二)等級別基準職務表

特二級	二級	一級	等級
中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	基準となる職務

ハ 教育職給料表(一)等級別基準職務表

四級	三級	特二級	二級	一級	等級
高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の講師、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	基準となる職務

九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級
3 2 1 困難な業務を所掌する参事官の職務 警察本部の部長の職務 困難な業務を所掌する参事官の職務	3 2 1 困難な業務を所掌する警察署の長の職務 困難な業務を所掌する警察本部の課長の職務 参事官の職務	4 3 2 1 理事官又は監察官の職務 警察署の長の職務 警察本部の課長の職務 警察本部の課長の職務	4 3 2 1 困難な業務を行う専門官の職務 困難な業務を行う係長の職務 困難な業務を行う警察署の課長の職務 次長の職務	4 3 2 1 困難な業務を行う主任の職務 警察署の課長の職務 警察本部の課長補佐の職務 困難な業務を行う警察署の課長の職務	2 1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務 係長の職務	1 2 主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務

ホ 研究職給料表等級別基準職務表

三級	中学校の副校長又は教頭の職務
四級	中学校の校長の職務

等級	基準となる職務
一級	技師の職務
二級	1 研究所の研究員の職務 2 主任の職務
三級	1 研究所の部長の職務 2 専門研究員の職務
四級	1 研究所の長の職務 2 研究所の次長の職務 3 特別研究員の職務
五級	困難な業務を所掌する研究所の長の職務

ヘ 医療職給料表(一)等級別基準職務表

等級	基準となる職務
一級	技師の職務
二級	保健所の課長の職務
三級	保健所の長の職務
四級	困難な業務を所掌する保健所の長の職務

ト 医療職給料表(二)等級別基準職務表

等級	基準となる職務
一級	技師の職務
二級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
三級	主任の職務
四級	困難な業務を行う主任の職務
五級	1 家畜保健衛生所の次長の職務 2 副参事の職務 3 主幹の職務
六級	1 家畜保健衛生所の長の職務 2 保健所の課長の職務
七級	1 困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 2 保健所の困難な業務を所掌する課長の職務
八級	1 特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 2 保健所の特に困難な業務を所掌する課長の職務

チ 医療職給料表(三)等級別基準職務表

等級	基準となる職務
一級	技師の職務
二級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
三級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
四級	主任の職務
五級	1 副参事の職務 2 主幹の職務
六級	保健所の課長の職務
七級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務

(岡山県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 岡山県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年岡山県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第六条の四第三項中「職務の級」を「等級」に改める。

(岡山県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和三十一年岡山県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「給料表」の下に「及び等級別基準職務表」を加え、同条中「は、別表」を「及び等級別基準職務表は、それぞれ別表第一及び別表第二」に改める。

第三条第二項中「職務の級」を「等級」に改める。

別表中「職務の級」を「等級」に改め、同表の備考2中「職務の級」を「等級」

に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第二条関係)

小学校・中学校教育職員給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
一級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務
二級	小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特二級	小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
三級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務
四級	小学校又は中学校の校長の職務

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第四条 職員の分限に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（降給の事由）

第二条の二 降任された場合のほか、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを降給（当該職員の等級を同一の給料表の下位の等級に変更することをいう。以下同じ。）にすることができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよい場合
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- 第三条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第一項中「第二十八条第一項第二号」の下に「の規定」を加え、「場合又は」を「場合、」に改め、「にする場合」の下に「又は前条第二号の規定に該当するものとして職員を降給にする場合」を加え、同条第二項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改める。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第五条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第六条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第十五条中「職務の級」を「等級」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第七条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次に定めるとおりとする。

- 一 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 一号給
- 二 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 二号給

三 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 三号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 四号給

五 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 五号給

六 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 六号給

七 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 七号給

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第八条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第五条第三項を次のように改める。

3 任命権者は、第一号任期付研究員の号給を、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次に定めるとおりとする。

一 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号給

二 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号給

三 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 三号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 四号給

五 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 五号給

六 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れ

た研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 六号給

第五条第六項中「第三項」を「第三項及び第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 任命権者は、第二号任期付研究員の号給を、その者の知識経験の度、その者が従事する研究業務の困難の度等に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次に定めるとおりとする。

一 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号給

二 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号給

三 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 三号給

第六条第二項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

（岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第九条 岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同条中第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
（給料の切替え）

2 次項の規定の適用を受ける場合を除き、平成二十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員の切替日における等級は、切替日の前日におい

てその者が属していた職務の級と同一の数の等級とし、その者の切替日における号給は、その前日においてその者が受けていた号給と同一の号数の号給とする。

- 3 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が第一条の規定による改正前の岡山県職員給与条例（以下「旧給与条例」という。）別表第五八（以下「旧給料表」という。）の五級であった職員の場合、切替日における等級は第一条の規定による改正後の岡山県職員給与条例（以下「新給与条例」という。）別表第五八（以下「新給料表」という。）の四級とし、旧級が旧給料表の六級であった職員（旧給与条例第八条の二第一項に規定する職にあつた職員を除く。）の切替日における等級は新給料表の五級とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 4 切替日の前日から引き続き岡山県職員給与条例別表第五八の適用を受ける職員（前項の規定により切替日における等級が新給料表の四級又は五級となる職員に限る。）で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成二十六年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額を給料として支給する。

- 一 平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで 零
- 二 平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで 四分の一
- 三 平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで 四分の二
- 四 平成三十五年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで 四分の三

- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 切替日以降に新たに新給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

- 7 前三項の規定による給料を支給される職員に関する新給与条例第八条第二項及び第十九条第五項（新給与条例第十九条の四第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新給与条例第八条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十八年岡山県条例第四号。以下「平成二十八年改正条例」という。）附則第四項から第六項までの規定による給料の額との合計額」と、新給与条例第十九条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十八年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会への委任）

- 8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(関係条例の一部改正)

9 職員の育児休業等に関する条例(平成四年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「決定する」を「とする」に、「決定するものとし、」を「とする。この場合において、」に改める。

第二十一条中「決定する」を「とする」に、「決定するものとし、」を「とする。この場合において、」に、「次項」を「次項及び第五項」に改め、「同条第四項」の下に「中」とする」とあるのは「とする。この場合において、その者の給料月額を、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同条第五項を加える。

10 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十八年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「受ける給料月額と」を「受ける給料月額、」に、「との合計額が」を「及び岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十八年岡山県条例第四号) 附則第四項から第六項までの規定による給料の額の合計額が」に改める。

附則第十項中「及び岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例」を「、岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例」に、「の合計額」と、「を」及び岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十八年岡山県条例第四号。以下「平成二十八年改正条例」という。) 附則第四項から第六項までの規定による給料の額の合計額」と、「に」、「第十九条第五項及び」を「第十九条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額、平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の額、平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額及び平成二十八年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の額の合計額」と、給与条例」に改める。

11 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岡山県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「給料月額が」を「給料月額と岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十八年岡山県条例第四号) 附則第四項から第六項までの規定による給料の額との合計額が」に、「給料月額の」を「給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額の」に改める。

附則第六項中「における給料月額と」を「における給料月額、」に、「との合計額」と、「を」及び岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十八年岡山県条例第四号。以下「平成二十八年改正条例」という。) 附則第四項から第六項までの規定による給料の額の合計額」と、「第十九条第五項及び」を「第十九条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額、平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額及び平成二十八年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の額の合計額」と、給与条例」に改める。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県条例第五号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例(平成二十六年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。
本則中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

職員 の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六号

職員 の退職管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第三十八條の二第八項及び第三十八條の六の規定により、職員 の退職管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八條の二第一項に規定する再就職者のうち、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた法第三十八條の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、同項に規定する契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていた時の職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第三条 管理又は監督の地位にある職員 の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者(法第三十八條の二第三項に規定する退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き同条第二項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員 の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後二年間、営利企業(法第三十八條第一項に規定する営利企業をいう。以下同じ。)以外の事業の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に氏名、離職した職、離職した日その他人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(人事委員会規則への委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、職員の退職管理の適正を確保するために講ずる措置に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前二一年間に離職した職員であった者が同日の前日において既に任命権者の定めるところにより氏名、離職した職、離職した日その他人事委員会規則で定める事項について当該任命権者に届け出ている場合は、当該届出を第三条の規定による届出とみなす。

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七号

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例(昭和四十四年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三、五〇五人」を「三、五一人」に改め、同条第三号中「六人」を「七人」に改め、同条第五号中「三一八人」を「三二一人」に改め、同条第十号中「七、四三〇人」を「七、四五一人」に、「四、一一三人」を「四、〇八二人」に、「三、五〇四人」を「三、四九三人」に、「一、四五一人」を「一、四五七人」に改める。

第三条第七号中「第六条第一項第一号に規定する任期を定めた採用により任用された」を「第二条第一項の規定により育児休業をしている」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

(職務に復帰した職員等の定数の特例)

第六条 第三条各号に掲げる職員が職務に復帰した場合等において職員の数第二条に定める定数を超えることとなるときは、当該復帰等の日の属する年度に限り、当該復帰等をした職員の数と同条に定める定数の外とすることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超える職員の数については、平成二十九年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることができる。

決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八号

決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

決算剰余金の処理の特例に関する条例（平成十四年岡山県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十七年度」を「平成三十二年度」に、「。次条」を「。同条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第九号

岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県県民生活関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、二号の次に次の二号を加える。

三 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の規定に基づく道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十九条に規定する自家用有償旅客運送を行う者の登録を申請する者 申請一件につき一万五千円

四 道路運送法施行令第四条第一項の規定に基づく道路運送法第七十九条の七第一項の変更登録（同法第七十九条の二第一項第二号の自家用有償旅客運送の種別の増加又は同項第三号の運送の区域の増加（当該市町村の区域内における同号の運送の区域の増加を除く。）に係るものに限る。）を申請する者 申請一件につき三千円

第三条中「から第五号まで」を「、第四号及び第八号」に、「一般旅券の受領証に、同条第六号」を「申請書に、同条第五号から第七号まで」に、「申請書に、同条第七号」を「一般旅券の受領証に、同条第九号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例をここに

公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例
住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例（平成二十年岡山県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に、「同項」を「同号」に改める。

第五条中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に改める。
別表第一中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十一号

岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例

岡山県岡山空港条例（昭和六十二年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
別表第二の備考二中「六時間」を「十一時間」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に岡山空港の第一駐車場に駐車している自動車の当該駐車に係る駐車料の徴収については、なお従前の例による。

岡山県消費生活センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十二号

岡山県消費生活センター条例の一部を改正する条例

岡山県消費生活センター条例（昭和四十五年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。
第一条中「消費生活に関する県民の知識の啓発及び指導を行ない、並びに相談に応ずる」を「消費

者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第八条第一項各号に掲げる事務を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2 センターに、分室として津山分室を津山市に置く。

第二条を次のように改める。

（開所日等）

第二条 次に掲げる事項は、規則で定める。

一 センターの開所日及び開所時間

二 法第十条の三第二項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間

第三条中「ほか、」の下に「法第十条の二第一項各号に掲げる事項その他」を加え、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（職員）

第三条 センターに、次の職員を置く。

一 所長

二 消費生活相談員

三 その他必要な職員

2 消費生活相談員は、法第十条の三第一項の消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第三条の規定により当該試験に合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者とする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十三号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改め、同表の二十六の項中「ト、チ及びワからレ」を「ヲ、ワ及びレからラ」に改め、クをコとし、ソからオまでをムからフまでとし、同項レ中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に、「チ」を「ワ」に改め、同レを同項ラとし、同項タ中「ト」を「ヲ」に、「チ」を「ワ」に改め、同タを同項ナとし、同項ヨ中「ト」を「ヲ」に、「チ」を「ワ」に改め、同ヨを同項ネとし、同項カ中「ト」を「ヲ」に、「チ」を「ワ」に改め、同カを同項ツとし、同項ワ中「チ」を「ワ」に改め、同ワを同項ソとし、同項ヲ中「ト」を「ヲ」に改め、同

ヲを同項レとし、同項中ルをタとし、チからヌまでをワからヨまでとし、同項ト中「チ」を「ワ」に改め、同トを同項ヲとし、同項への次に次のように加える。

-
- ト 法第三十四条の十八第一項の規定による届出の受理
 - チ 法第三十四条の十八第二項の規定による変更の届出の受理
 - リ 法第三十四条の十八第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理
 - ヌ 法第三十四条の十八の二第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等
 - ル 法第三十四条の十八の二第三項の規定による事業の制限及び停止の命令
-

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の別表第一の二十六の項の上欄に掲げる事務（この条例により新たに高梁市、新見市及び真庭市が処理することとされたものに限る。）に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で同日以後においてはこれらの市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、これらの市の長のした処分その他の行為又はこれらの市の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十四号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十の項中「、調理師法施行令」を「及び調理師法施行令」に改め、「及び同法の施行のための規則」を削る。

(岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六十一号中「六千二百十円」を「六千三百円」に改める。

第四条第一項中「又は」を「、第六十一号又は」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十五号

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の六中「(昭和二十二年法律第二百二十三号)」を削り、同号を同条第一号の八とし、同条第一号の五の次に次の二号を加える。

一の六 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号の規定による食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査 十五万円

一の七 食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定による講習会の登録の申請に対する審査 九万円

第二条第六十号中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同条第八十九号及び第九十号中「貸与業若しくは」を「貸与業又は」に改め、「又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更」を削り、同条中第二百二十五号及び第二百二十六号を削り、第二百二十七号を第二百五号とし、第二百二十八号を第二百二十六号とし、第二百二十九号を第二百二十七号とし、第三百十号を第二百二十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

百二十九 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定による食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査 十五万円

百三十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定による講習会の登録の申請に対する審査 九万円

附則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十六号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部

を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

第五十五条の八第一号中「通いサービス」の下に「指定障害福祉サービス基準条例第五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百二十二号。以下「特区分令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービス」の下に「指定障害福祉サービス基準条例第五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区分令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第四号中「利用者数及び」を「利用者数並びに」に改め、「通いサービス」の下に「指定障害福祉サービス基準条例第五百十條の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第五百十條の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス又は」を加え、「又は特区分令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五百五十一条」を「―第五百五十一条」に、「・第六十一条」を「―第六十一条」に改める。

第九十七条中「第一百一十一条第一号」及び「同号」の下に「、第五十条の二及び第六十条の二」

を加え、同条第一号中「登録者をいう」の下に「。第二百五十条の二第一号及び第六十条の二第一号において同じ」を、「通いサービス、」の下に「第二百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「次号及び第一百一十一条第二号において」を「以下」に改め、同条第二号中「通いサービス、」の下に「第二百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の下に「この号において」を加え、同条第三号中「をいう」の下に「。第二百五十条の二第三号及び第六十条の二第三号において同じ」を加え、同条第四号中「及びこの条」を「並びにこの条」に改め、「通いサービス、」の下に「第二百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第一百一十一条第一号中「通いサービス、」の下に「第二百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービスの利用定員」の下に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第二百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。」を加える。

第二百五十条の次に次の一条を加える。
（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第二百五十条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能

能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に同じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により

基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準に従い市町村が条例で定める基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第一百六十条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第一百六十条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第九十五条の八の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第九十五条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事

業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準に従い市町村が条例で定める基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。



岡山県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十八号

岡山県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例を廃止する条例

岡山県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成二十一年岡山県条例第四十六号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十八年三月三十一日から施行する。



岡山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

岡山県条例第十九号

岡山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例を廃止する条例

岡山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例(平成二十一年岡山県条例第四十七号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

岡山県条例第二十号

岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県産業労働関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、同条第十二号中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

岡山県条例第二十一号

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中第六十一号を第六十三号とし、第四十四号から第六十号までを二号ずつ繰り下げ、第四十三号を削り、第四十二号を第四十五号とし、第二十五号から第四十一号までを三号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の三号を加える。

二十五 農産物検査法施行令(平成七年政令第三百五十七号)第五条第一項の規定に基づく農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号)第十七条第二項の規定による登録検査機関の登録の申請に対する審査 十五万円

二十六 農産物検査法施行令第五条第一項の規定に基づく農産物検査法第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定による登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査 一万百

円

二十七 農産物検査法施行令第五条第一項の規定に基づく農産物検査法第十九条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定による登録検査機関の変更登録の申請に対する審査 次に掲げる変更登録の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 農産物検査法第十七条第四項第三号の農産物の種類の追加に係るもの 三万円

ロ 農産物検査法第十七条第四項第四号の登録の区分の追加に係るもの 十五万円

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十二号

岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例

岡山県営と畜場条例（昭和三十七年岡山県条例第十七号）の一部を次のように改正する。
別表中「一、九八〇円」を「二、一八〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十三号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第九十一号を次のように改める。

九十一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画（以下この号、次号及び別表第八において「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（次号に掲げる申請を除く。）に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 住宅を新築する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付する適合証（当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号から第五号までに掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。以下この号において同

じ。の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分（以下「非居住部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。） 六千百円

(ii) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）
別表第七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額を
当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数
を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する
法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この号及び第九十三号におい
て同じ。）（当該長期優良住宅建築等計画に係る住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法
律第六条第一項第一号に掲げる基準（設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に限る。）
に適合していることを証するものに限る。（3）において同じ。）の写しの提出がある場合 次に
掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 一戸建ての住宅 一万五千八百円

(ii) 共同住宅等 別表第七の二の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の
下欄に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額
に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(3) 適合証及び設計住宅性能評価書の写しの提出がない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、
それぞれ次に定める額

(i) 一戸建ての住宅 四万六千百円

(ii) 共同住宅等 別表第八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄
に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に百
円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

ロ 住宅を増築し、又は改築する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 適合証の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 一戸建ての住宅 九千三百円

(ii) 共同住宅等 別表第七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄
に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に百
円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 適合証の提出がない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 一戸建ての住宅 七千四百円

(ii) 共同住宅等 別表第八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄
に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に百
円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第二条第一項第九十三号を次のように改める。

九十三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定による認定長期優良住宅建築等計画（同法第九条第一項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下この号から第九十五号まで及び別表第八において同じ。）の変更の認定の申請（次号及び第九十五号に掲げる申請を除く。）に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 住宅を新築する際に認定を受けた認定長期優良住宅建築等計画を変更する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、登録住宅性能評価機関が交付する当該変更の内容に係る適合証（当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。ロにおいて同じ。）及び設計住宅性能評価書（当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅が同号に掲げる基準（設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に限る。）に適合していることを証するものに限る。以下この号において同じ。）の写しの提出がない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 一戸建ての住宅 二万三千円

(ii) 共同住宅等 別表第八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 一戸建ての住宅 七千九百円

(ii) 共同住宅等 別表第七の二の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(3) その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 一戸建ての住宅 三千円

(ii) 共同住宅等 別表第七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

ロ その他の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、適合証の提出がない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 一戸建ての住宅 三万五千二百円

(ii) 共同住宅等 別表第八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄

に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 一戸建ての住宅 四千六百円

(ii) 共同住宅等 別表第七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第二条第一項第九十七号イ中「この号及び第九十九号イにおいて」を削り、「又は」を「若しくは」に、「同号イにおいて」を「以下」に、「ロにおいて同じ。」を「」又は知事が別に定める書類」に改め、同号イ(4)中「ロ(4)において」を「以下」に改め、同号イ(5)中「において」を「、第百一号及び第百五号において」に改め、同号ロ中「適合証の提出がない」を「その他の」に改め、同項中第百一号を第百六号とし、第百号の次に次の五号を加える。

百一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。イ及び次号において同じ。）の認定の申請（同号に掲げる申請を除く。）に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 登録建築物調査機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は知事が別に定める書類の提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 一戸建ての住宅 四千八百円

(2) 非居住部分を有しない共同住宅等 別表第十五の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

(3) 非住宅建築物 別表第十六の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

(4) 複合建築物 別表第十五の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十六の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

ロ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 一戸建ての住宅 別表第十七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

(2) 非居住部分を有しない共同住宅等 別表第十八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

(3) 非住宅建築物 別表第十九の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

(4) 複合建築物 別表第十八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十九の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

百二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第二項の規定による申出がある場合の同条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 前号に定める額及び当該申請に係る建築物について第七号、第四十三号又は第四十五号に定める額を合算した額

百三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第三十二条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。イ及び次号において同じ。）の変更の認定の申請（同号に掲げる申請を除く。）に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項第一号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、登録建築物調査機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は知事が別に定める書類の提出がない場合 第一百一号口に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

ロ その他の場合 第一百一号イに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

百四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第三十条第二項の規定による申出がある場合の同法第三十一条第一項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 前号に定める額及び当該申請に係る建築物について第七号、第四十三号又は第四十五号に定める額を合算した額

百五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能基準（同法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。イにおいて同じ。）に適合している旨の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 登録建築物調査機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。）又は知事が別に定める書類の提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 一戸建ての住宅 四千八百円
- (2) 非居住部分を有しない共同住宅等 別表第十五の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

- (3) 非住宅建築物 別表第十六の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

(4) 複合建築物 別表第十五の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十六の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

ロ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 一戸建ての住宅 別表第十七の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

(2) 非居住部分を有しない共同住宅等 別表第十八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

(3) 非住宅建築物 別表第十九の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

(4) 複合建築物 別表第十八の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十九の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

別表第七中備考以外の部分を次のように改める。

別表第七（第二条関係）

床面積の合計	金額	
	新築の場合	その他の場合
五百平方メートル以内のもの	一万二千三百円	一万八千七百円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	二万千八百円	三万三千三百円
千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの	三万千四百円	四万七千九百円
三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五万八千八百円	八万九千六百円
五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十万千二百円	十五万四千二百円
一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	十六万六千九百円	二十五万四千三百円
二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの	二十万五千三百円	三十一万二千七百円
三万平方メートルを超えるもの	二十一万八千九百円	三十三万三千六百円

別表第八中備考以外の部分を次のように改める。

別表第八（第二条関係）

床面積の合計	金額	
	新築の場合	その他の場合

五百平方メートル以内のもの	十万八千八百円	十六万五千七百円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	十七万四千百円	二十六万五千三百円
千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの	三十四万四千二百円	五十二万四千三百円
三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	六十一万六千五百円	九十三万九千二百円
五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	百六万円	百六十一万四千八百円
一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	百九十六万二千二百円	二百九十八万七千八百円
二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの	二百八十万二千三百円	四百二十六万九千円
三万平方メートルを超えるもの	三百四十三万二千九百円	五百二十二万九千七百円

別表第十四の次に次の五表を加える。

別表第十五（第二条関係）

床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	九千七百円
三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万八百円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四万六千五百円
五千平方メートル以上のもの	八万三千四百円

備考 この表の床面積の合計は、複合建築物に係る申請の場合は当該申請に係る複合建築物のうち非居住部分以外の部分の床面積について、住戸及び建築物全体に係る申請が同時に行われる場合は当該建築物全体に係る非居住部分以外の部分の床面積について算定する。

別表第十六（第二条関係）

床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	九千七百円
三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千八百円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万三千四百円
五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十三万二千元
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十六万六千元
二万五千平方メートル以上のもの	二十万八千元

備考 この表の床面積の合計は、複合建築物に係る申請の場合は当該申請に係る複合建築物のうち非居住部分の床面積について、非居住部分及び建築物全体に係る申請が同時に行われる場合は当該建築物全体に係る非居住部分の床面積について算定する。

別表第十七（第二条関係）

床面積の合計	金 額	
	仕様基準による場合	性能基準等による場合
二百平方メートル未満のもの	一万八千円	三万五千四百円
二百平方メートル以上のもの	一万九千四百円	三万九千六百円

備考 「仕様基準」及び「性能基準等」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号）に定める基準のうち知事が別に定めるものをいう。

成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号）に定める基準のうち知事が別に定めるものをいう。

別表第十八（第二条関係）

床面積の合計	金 額	
	仕様基準による場合	性能基準等による場合
三百平方メートル未満のもの	三万四千円	七万五千五百円
三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万九千円	十一万九千円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十万七千円	二十万三千円
五千平方メートル以上のもの	十六万千円	二十九万千円

備考

一 「仕様基準」及び「性能基準等」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち知事が別に定めるものをいう。

二 別表第十五の備考の規定は、この表について準用する。

別表第十九（第二条関係）

床面積の合計	金 額	
	モデル建物法による場合	標準入力法等による場合
三百平方メートル未満のもの	九万三百円	二十三万六千円
三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十五万千円	三十八万二千円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十四万五千円	五十四万五千円
五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十二万円	六十七万二千円
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十八万五千円	七十九万四千円
二万五千平方メートル以上のもの	四十五万千円	九十万六千円

備考

一 「モデル建物法」及び「標準入力法等」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省

令に定める基準のうち知事が別に定めるものをいう。

二 別表第十六の備考の規定は、この表について準用する。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十四号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第五号中「九百円」を「二千二百五十円」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十五号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（岡山県洪川青年の家条例の一部改正）

第一条 岡山県洪川青年の家条例（昭和三十八年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中

小学校児童
中学校生徒（中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）

を

小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の児童及び生徒

に、「高等学校生徒（中等教育学校の後期課程の生徒を

含む。）」を「高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒」に改める。

（岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部改正）

第二条 岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

小学校児童
中学校生徒（中等教育

小学校、中学校、義務
教育学校及び中等教育

別表の一の(一)の表中
学校の前期課程の生徒
を含む。以下同じ。)

を

学校の前期課程の児童
及び生徒

に、「高等

学校生徒(中等教育学校の後期課程の生徒を含む。)」を「高等学校及び中等教育学校の後期課程の

生徒」に改め、別表の二の表中

小学校児童
中学校生徒

を

「小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育
学校の前期課程の児童及び生徒

」に改める。

(岡山県立都市公園条例の一部改正)

第三条 岡山県立都市公園条例(昭和四十一年岡山県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第五の一の表中「(中学校)」の下に「義務教育学校の後期課程」を加え、「の児童、中学校及び中等教育学校の前期課程の」を「、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の児童及び」に、「並びに」を「及び」に改め、別表第五の二の(二)のイの表の備考六及び別表第五の二の(二)のニの表の備考二中「の児童、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に、「生徒」を「児童及び生徒」に改め、別表第五の二の(二)のヘの表の備考二中「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を加え、同表の備考三中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加え、別表第五の二の(三)のイの表の備考一、別表第五の二の(三)のロのイの表の備考一及び別表第五の二の(三)のハの表の備考一中「の児童、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に、「生徒」を「児童及び生徒」に改める。

(岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部改正)

第四条 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例(昭和四十三年岡山県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の注一中「の児童、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に改め、「前期課程の」の下に「児童及び」を加え、同表の注三中「高等学校又は」を「義務教育学校、高等学校若しくは」に、「現に」を「又は中等教育学校の前期課程を修了し、現に」に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第五条 旅館業法施行条例(昭和四十五年岡山県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号イ(二)中「中学校」の下に「(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)」を、「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。以下この号において同じ。)」を加える。

(岡山県立博物館条例等の一部改正)

第六条 次に掲げる条例の規定中「の児童、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に、「生徒」を「児童及び生徒」に改める。

- 一 岡山県立博物館条例(昭和四十六年岡山県条例第四十六号)別表の一の表の備考三
- 二 岡山県立美術館条例(昭和六十三年岡山県条例第十一号)別表第一の備考二

三 岡山県美作ラグビー・サッカー場条例（昭和六十三年岡山県条例第二十七号）別表の一の表の備考五

四 岡山県備前テニスセンター条例（平成三年岡山県条例第十二号）別表の一の表の備考六

五 岡山県笠岡陸上競技場条例（平成十六年岡山県条例第五十四号）別表の一の表の備考五

（岡山県津山体育館条例の一部改正）

第七条 岡山県津山体育館条例（昭和五十一年岡山県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表の備考五中「の児童、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に、「の生徒」を「の児童及び生徒」に改め、同表の備考六中「の児童、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に、「生徒」を「児童及び生徒」に改め、別表の二の表の備考中「の児童、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に、「生徒」を「児童及び生徒」に改める。

（岡山県津山陸上競技場条例の一部改正）

第八条 岡山県津山陸上競技場条例（平成六年岡山県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表の備考五中「の児童、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に、「生徒」を「児童及び生徒」に改め、別表の二の表の備考四中「の児童、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に、「生徒」を「児童及び生徒」に改め、同表の備考五中「及び小学校」を「、小学校及び義務教育学校の前期課程」に改め、同表の備考六中「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

（岡山県生涯学習センター条例の一部改正）

第九条 岡山県生涯学習センター条例（平成八年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表の四の表の備考二中「の児童、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に、「（前期課程に係るものに限る。）の」を「の前期課程の児童及び」に改め、同表の備考三中「（後期課程に係るものに限る。）」を「の後期課程」に改める。

（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第十条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項第五号、第五十九条第九号及び第一百一条第八号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年岡山県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「次に掲げるもの」の下に「(法第百十五条第一項に規定する管理団体が県である史跡名勝天然記念物に係るものを除く。)」を加え、同項イ中「同号ヌ」を「同号ヲ」に改め、同表の三の項イ中「次に掲げる現状変更等(1)から(5)までに掲げるもの」を「条例第三十五条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為のうち次に掲げるものの許可(1)から(8)までに掲げる行為」に、「限る。ロにおいて同じ。)」に係る条例第三十五条第一項の規定による許可を「係るものに限る。」に改め、同イ(1)中「」で三月」を「(2)において同じ。)」で二年」に、「改築又は除却」を「又は改築」に改め、同イ中(8)を(11)とし、(7)を(10)とし、同イ(6)中「飼育又は」を「飼育、」に、「装着」を「装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取」に改め、同(6)を同イ(9)とし、同イ中(5)を(7)とし、同(7)の次に次のように加える。

(8) 県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

別表の三の項イ(4)中「埋設されている」を「電柱、」に、「又は下水道管の」を「、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は」に改め、同(4)を同イ(5)とし、同(5)の次に次のように加える。

(6) 建築物その他の工作物の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物その他の工作物に係るものに限る。)

別表の三の項イ(3)中「改修又は除却」を「又は改修」に改め、同(3)を同イ(4)とし、同イ(2)中「この(2)において」を削り、「改修若しくは除却」を「若しくは改修」に改め、「又は除却」を削り、同(2)を同イ(3)とし、同イ(1)の次に次のように加える。

(2) 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十四年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

別表の三の項口中「(8)」を「(11)」に、「現状変更等」を「行為」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の別表の三の項の上欄に掲げる事務(この条例により新たに市町村が処理することとされたものに限る。)に係る岡山県文化財保護条例(昭和五十年岡山県条例第六十四号。以下「文化財保護条例」という。)の規定により岡山県教育委員会がした処分その他の行為

で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に文化財保護条例の規定により岡山県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で同日以後においては各市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における文化財保護条例の適用については、当該市町村の教育委員会がした処分その他の行為又は当該市町村の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十七号

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例

岡山県警察職員定員条例（昭和三十二年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「二五四人」を「二五五人」に、「一、〇〇四人」を「一、〇〇九人」に、「一、〇三八人」を「一、〇四二人」に、「二、〇六八人」を「二、〇七三人」に、「三、四八五人」を「三、五〇〇人」に改め、同項第二号中「四四二人」を「四四三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県迷惑行為防止条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十八号

岡山県迷惑行為防止条例等の一部を改正する条例

（岡山県迷惑行為防止条例の一部改正）

第一条 岡山県迷惑行為防止条例（昭和三十八年岡山県条例第四十号）の一部を次のように改正する。
第十一条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。

（岡山県青少年健全育成条例の一部改正）

第二条 岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第二十三条の二第二号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第一号」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年岡山県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「営業所」を「、営業所」に改め、同号の表中「第七号」を「第四号」に、「第

二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、「児童福祉施設」の下に「(第二十条第二号において「児童福祉施設」という。)」を、「第十条第一号」の下に「及び第二十条第二号」を加える。

第四条及び第五条を次のように改める。
(風俗営業の営業時間の延長等)

第四条 法第十三条第一項ただし書の条例で定める時は、午前一時とする。

2 法第十三条第一項第一号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該事情のある日に係る同号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

一 一月一日から同月四日まで、八月十四日から同月十六日まで及び十二月二十五日から同月三十一日までの日 別表第二に掲げる地域

二 前号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める日 公安委員会規則で定める地域

3 法第二条第一項第一号から第四号までの営業(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)第八条の営業(第六条第一項において「ぱちんこ屋等営業」という。)を除く。)につき法第十三条第一項第二号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表第三に掲げる地域とする。

第五条 削除

第六条第一項中「日出時」を「午前六時」に、「第四条第一項各号」を「第四条第二項各号」に改め、同条第二項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に、「第四条第一項第二号」を「第四条第二項第二号」に改める。

第七条第一項中「(法)」を「(法第三十一条の二十三及び)」に改め、同項の表中「午前七時から日没時まで」を「午前六時後午後六時前」に、「日没時から午後十時まで」を「午後六時から午前零時前」に、「午後十時から翌日の午前七時」を「午前零時から午前六時」に改める。

第八条の見出しを「(風俗営業者の遵守事項)」に改め、同条第一項に次の一号を加える。

七 営業中において、営業所の出入口(客が出入りするものに限る。)及び客室に出入りが困難となる施設等をし、又はさせないこと。

第八条第二項中「第二条第一項第七号又は第八号」を「第二条第一項第四号又は第五号」に改め、同項第五号中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第九条を次のように改める。

(年少者の立入りの制限)

第九条 法第二条第一項第五号の営業を営む者は、午後六時後午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合は、保護者(岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第二条第二号に規定する保護者をいう。)の同伴を求めなければならない。

第十二条中「日出時」を「午前六時」に、「第十四条の三、第十七条及び第二十条において」を「以

下」に改める。

第二十条中「第二条第十一项第三号」を「第二条第十三项第四号」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第二十四条 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、別表第三に掲げる地域とする。

第十九条の次に次の三条を加える。

(特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域)

第二十条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二项第二号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

一 別表第三に掲げる地域

二 次の表の上欄に掲げる施設の敷地(当該施設の用に供するものとして決定した土地を含む。)から、営業所がある同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める距離の区域外の地域

施設	地域		距離
	第二種地域	第三種地域	
児童福祉施設で深夜において児童を滞在させるための施設を有するもの 病院等	第二種地域	第三種地域	五十メートル
	第二種地域	第三種地域	三十メートル
	第三種地域	第三種地域	五十メートル

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第二十一条 特定遊興飲食店営業は、午前五時から午前六時までの時間においては、別表第二に掲げる地域において営んではならない。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第二十二条 特定遊興飲食店営業者は、深夜における営業について第八条第一項第五号に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 第八条第一項(第五号を除く。)の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。
別表第二中「関係」を「、第二十一条関係」に改める。

別表第三中「一第六条」を「、第六条、第二十条、第二十四条」に改める。

(岡山県警察関係手数料徴収条例の一部改正)

第四条 岡山県警察関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号の四の次に次の十号を加える。

八の五 風営適正化法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額(当該申請を行う者が岡山県において同時に他の同条の規定による許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定による

許可の申請に係る審査にあつては、それぞれ当該金額から八千円を減じた額)

イ 三月以内の期間を限つて営む特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 一万四千元
(風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第四条第三項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万八
百円)

ロ その他の審査 二万四千元(風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第四条第三項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、三万八
百円)

八の六 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第五条第四項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の再交付 千百円

八の七 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第七条第一項の規定による特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査 八千六百元(当該申請を行う者が岡山県において同時に他の同項の規定による承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定による承認の申請に係る審査にあつては、三千八百円)

八の八 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第七条の二第一項の規定による特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査 一万千円(当該申請を行う者が岡山県において同時に他の同項の規定による承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定による承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円)

八の九 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第七条の三第一項の規定による特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査 一万千円(当該申請を行う者が岡山県において同時に他の同項の規定による承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定による承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円)

八の十 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第九条第一項の規定による営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査 九千九百円

八の十一 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第九条第四項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の書換え 千四百円

八の十二 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第十条の二第一項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査 一万三千円(当該申請を行う者が岡山県において同時に他の同項の規定による認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定による認定の申請に係る審査にあつては、一万円)

八の十三 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第十条の二第五項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定証の再交付 千百円

八の十四 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第二十四条第六項の規定による営業所の管理者に対する講習 講習一時間につき六百五十円

別表第一の一の項イ中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「第七条」を「第

八条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、同年三月二十三日から施行する。

(特例)

2 この条例の施行の前日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十五号)附則第二条の規定により同法による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可に関する準備として行う当該許可の申請に対する審査については、第四条の規定による改正後の岡山県警察関係手数料徴収条例(以下「新条例」という。)第二条第一項第八号の五に定める額の手数料を徴収する。

3 新条例第二条第一項、第三条第一項、第五条、第六条第二項及び第七条の規定は、前項の手数料について適用する。

4 附則第二項の規定により徴収した手数料に係る当該許可の申請に対する審査については、新条例第二条第一項の規定にかかわらず、同項第八号の五の手数料は、徴収しない。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十九号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年岡山県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表傷病補償年金の項及び同条第二項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第五条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第八条の二第一項の傷病補償年金をいう。以下同じ。)及び休業補償(同条例第八条の休業補償をいう。以下同じ。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の

例による。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の七の見出しを「（指定通所介護事業所等の特例）」に改め、同条中「第九十三条第一項」を「。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。第九十三条第一項」に、「が地域」を「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。）が地域」に、「同令」を「指定居宅サービス等基準省令」に、「以下同じ。」を提供する」を「。又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準省令第十九条の指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する」に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「同項の指定通所介護事業所をいう。以下同じ」を「指定居宅サービス等基準省令第九十三条第一項の指定通所介護事業所をいう。」又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という）に、「指定通所介護事業所に」を「指定通所介護事業所等に」に改め、同条第一号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の下に「（指定居宅サービス等基準省令第九十五条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準省令第二十二條第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。）」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第三号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第五十五条の八中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）を「指定地域密着型サービス基準省令」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第一号中「（以下同じ。）であつて」を「」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であつて」に、「（以下同じ。）を」を「」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条の指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を」に改め、同条第二号中「（以下同じ。）の食堂」を「」又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め、「第九十五条第二項第一号」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第九十七条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第一百五十一条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号及び第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第一百六十条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号及び第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第二百十条第二項から第五項までの規定中「第八十八条第四項」を「第八十八条第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十二号

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県
条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第十一項中「。次項において「指定介護予防サービス等基準」という。」を削り、同条
第十二項中「第十四項において「指定地域密着型サービス基準」という。」を「以下「指定地域密着
型サービス基準」という。」第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着
型サービス基準」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十三号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の
一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成
二十四年岡山県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

「第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営の基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第一百四十四条・第一百五十五条）

目次中 第二款 人員の基準（第一百六十六条・第一百七十七条） を「第五

第三款 設備の基準（第一百八十八条・第一百九十九条）

第四款 運営の基準（第二百二十条―第二百三十一条）

節 削除」に改める。

第四十九条第三項中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五
号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第四十六条」を「指定介護予防サービス等基準
第四十六条」に改める。

第百条第一項第三号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第二項を削り、

同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「(前項の規定の適用を受ける場合であつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第二百二条第二項第一号イ中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。)」に改める。

第七章第五節を次のように改める。

第五節 削除

第百十四条から第百三十一条まで 削除

第百三十二条第一項第三号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、「この条」の下に「及び第百三十四条」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第百三十四条第二項第一号イ中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)」に改める。

第百八十二条中「、指定通所介護事業所」の下に「、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十條第一項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。)」を加える。

第二百七条第二項中「の指定介護予防短期入所療養介護の事業」を「のユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業」に改める。

第二百四十六条第三項中「及び」を「、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条の指定地域密着型通所介護をいう。次項第三号において同じ。)及び」に改め、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げるサービス」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護
- 二 指定訪問看護
- 三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ-

ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十四号

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条第七項第二号中「平成十八年厚生労働省令第三十四号」の下に「。第百三十三条第三項において「指定地域密着型サービス基準」という。」を加える。

第百三十三条第二項中「指定居宅サービス事業者」の下に「、指定地域密着型サービス事業者」を加え、同条第三項中「同項第二号において同じ。」の下に「、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条の指定地域密着型通所介護をいう。同号において同じ。）」を加え、同条第四項第二号中「又は」を「若しくは指定地域密着型通所介護又は」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十五号

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成二十七年岡山県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の上欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第五項に次の表を加える。

第九十八条第一項第三号	指定通所介護事業者をいう。以下同じ。	指定通所介護事業者をいう。(又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)
第九十八条第八項	指定通所介護をいう。以下同じ。 指定通所介護の 指定通所介護事業者 指定通所介護の 第七項までに規定する	指定通所介護をいう。(又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条の指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)
第一百条第五項	指定通所介護事業者 指定通所介護の 設備の基準	指定通所介護事業者等 指定通所介護等の 設備の基準又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第一項から第三項までに規定する基準に従い市町村が条例で定める設備の基準
第一百十三条第七項	第六項	第五項

附則第六項の表第九十八条第一項第三号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業者をいう。(又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。」を「指定通所介護をいう。(又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条の指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)」に改め、同表第九十八条第八項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第七項までに規定する」を「第六項までに規定する人員の基準又は指定地域

密着型サービス基準第二十条第一項から第七項までに規定する基準に従い市町村が条例で定める」に改め、同表第百条第五項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「規定する」の下に「設備の基準又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第一項から第三項までに規定する基準に従い市町村が条例で定める」を加える。

附則第七項の表第百十三条第七項の項中「第六項」を「第五項」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十六号

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

(岡山県職員給与条例の一部改正)

第一条 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項第一号中「四十一万二千二百円」を「四十一万三千三百円」に改め、同項第二号中「五万三百円」を「五万五百円」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の九十五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の四十」に、「百分の四十五」を「百分の五十」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

別表第一 行政職給料表（第二条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,800	196,300	232,700	266,200	292,500	323,300	367,600	413,200	463,500
	2	146,900	198,100	234,300	268,200	294,700	325,500	370,200	415,600	466,600
	3	148,100	199,900	235,800	270,000	297,000	327,800	372,700	418,100	469,600
	4	149,200	201,600	237,400	272,100	299,200	330,000	375,300	420,500	472,600
	5	150,400	203,200	238,900	274,000	301,200	332,300	377,400	422,400	475,600
	6	151,500	205,000	240,600	275,900	303,500	334,300	379,900	424,700	478,600
	7	152,600	206,800	242,100	277,900	305,800	336,500	382,200	426,800	481,600
	8	153,700	208,600	243,700	280,000	308,100	338,700	384,700	429,000	484,700
	9	154,800	210,200	245,200	282,100	310,200	340,800	387,200	431,000	487,400
	10	156,200	212,000	246,700	284,100	312,500	343,000	389,900	433,100	490,500
	11	157,600	213,800	248,300	286,200	314,700	345,100	392,500	435,200	493,500
	12	158,900	215,500	249,800	288,300	317,000	347,300	395,200	437,300	496,600
	13	160,200	217,100	251,300	290,300	319,200	349,300	397,600	439,000	499,300
	14	161,700	219,000	252,800	292,400	321,300	351,300	399,900	440,800	501,600
	15	163,200	220,900	254,200	294,400	323,500	353,400	402,100	442,800	503,900
	16	164,800	222,800	255,600	296,500	325,600	355,400	404,500	444,800	506,200
	17	166,200	224,400	257,100	298,500	327,700	357,300	406,300	446,700	508,300
	18	167,700	226,100	258,900	300,500	329,700	359,300	408,300	448,500	509,700
	19	169,200	227,700	260,600	302,600	331,800	361,100	410,200	450,300	511,200
	20	170,700	229,300	262,400	304,600	333,800	363,000	412,000	452,000	512,600
	21	172,100	230,800	264,100	306,700	335,800	365,000	413,900	453,800	513,800
	22	174,800	232,500	265,900	308,800	337,900	366,900	415,700	455,300	515,200
	23	177,500	234,100	267,700	310,800	339,900	368,900	417,500	456,700	516,700
	24	180,200	235,700	269,400	312,900	342,000	370,800	419,400	458,200	518,200
	25	182,900	237,100	271,400	314,700	343,600	372,800	421,200	459,600	519,300
	26	184,600	238,600	273,300	316,800	345,500	374,700	422,700	460,900	520,400
	27	186,300	240,100	275,100	318,900	347,400	376,700	424,200	462,200	521,600
	28	188,000	241,400	277,000	320,900	349,300	378,700	425,800	463,400	522,800
	29	189,500	242,700	278,700	322,900	351,000	380,200	427,400	464,400	523,800
	30	191,300	243,900	280,600	324,900	352,900	382,000	428,700	465,100	524,700
	31	193,100	245,000	282,500	327,000	354,800	383,800	430,000	465,900	525,600
	32	194,700	246,200	284,300	329,100	356,600	385,400	431,200	466,600	526,500
	33	196,300	247,500	286,000	330,600	358,500	387,200	432,400	467,300	527,300
	34	197,800	248,800	287,900	332,600	360,300	388,600	433,700	468,100	528,200
	35	199,300	250,000	289,700	334,500	362,100	390,100	435,000	468,800	528,900
	36	200,700	251,300	291,600	336,600	363,800	391,700	436,200	469,400	529,400
	37	202,000	252,300	293,300	338,500	365,200	393,100	437,400	469,900	530,100
	38	203,300	253,700	295,000	340,400	366,500	394,300	438,200	470,500	530,700
	39	204,600	255,200	296,800	342,400	367,900	395,500	439,000	471,100	531,500
	40	205,900	256,700	298,600	344,300	369,300	396,600	439,800	471,700	532,100

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

	41	207,100	258,100	300,300	346,200	370,600	397,700	440,400	472,200	532,600
	42	208,400	259,500	302,000	348,100	371,500	398,900	441,100	472,700	
	43	209,600	260,900	303,700	349,900	372,600	400,100	441,800	473,100	
	44	210,800	262,300	305,300	351,800	373,700	401,200	442,500	473,400	
	45	212,000	263,500	307,000	353,300	374,500	401,900	443,300	473,700	
	46	213,300	264,800	308,700	354,700	375,400	402,600	444,100		
	47	214,500	266,200	310,300	356,200	376,300	403,300	444,500		
	48	215,700	267,600	312,000	357,700	377,200	404,000	445,200		
	49	216,800	268,900	313,200	359,300	378,100	404,600	445,700		
	50	217,900	270,000	314,700	360,100	378,900	405,200	446,100		
	51	218,900	271,300	316,200	361,300	379,700	405,700	446,500		
	52	220,000	272,600	317,800	362,300	380,500	406,100	446,900		
	53	221,000	273,700	319,400	363,200	381,200	406,500	447,300		
	54	221,900	274,800	321,000	364,300	381,900	406,800	447,700		
	55	222,600	276,100	322,600	365,200	382,600	407,100	448,100		
	56	223,500	277,400	324,100	366,300	383,300	407,400	448,400		
	57	224,200	278,500	325,600	367,200	383,800	407,700	448,700		
	58	225,100	279,500	326,800	367,900	384,400	408,000	449,100		
	59	226,100	280,600	328,000	368,600	385,000	408,300	449,400		
	60	227,000	281,700	329,200	369,300	385,700	408,600	449,700		
再任 用職 員以 外の 職員	61	227,800	282,900	329,900	369,700	386,100	408,900	450,000		
	62	228,800	283,900	330,800	370,300	386,800	409,200			
	63	229,600	284,800	331,600	371,000	387,400	409,500			
	64	230,400	285,800	332,400	371,700	388,000	409,800			
	65	231,100	286,600	333,300	372,000	388,400	410,100			
	66	232,000	287,500	333,700	372,700	389,000	410,400			
	67	232,900	288,200	334,400	373,400	389,600	410,700			
	68	233,800	289,100	335,200	374,100	390,200	411,000			
	69	234,600	290,100	336,000	374,400	390,600	411,200			
	70	235,200	290,900	336,700	375,000	391,100	411,500			
	71	235,800	291,700	337,400	375,700	391,600	411,800			
	72	236,500	292,500	338,100	376,300	392,200	412,100			
	73	237,100	293,300	338,600	376,600	392,500	412,300			
	74	237,700	293,800	339,200	377,200	392,900	412,600			
	75	238,300	294,200	339,700	377,900	393,300	412,900			
	76	239,000	294,700	340,300	378,500	393,700	413,100			
77	239,700	294,800	340,600	378,900	394,000	413,300				
78	240,500	295,200	341,100	379,400	394,300	413,600				
79	241,300	295,400	341,500	380,000	394,600	413,900				
80	242,100	295,800	342,000	380,500	394,900	414,100				
81	242,800	296,000	342,400	381,000	395,100	414,300				
82	243,500	296,200	342,900	381,600	395,400	414,600				
83	244,200	296,600	343,400	382,100	395,700	414,900				
84	244,900	296,900	343,900	382,400	395,900	415,100				
85	245,600	297,200	344,200	382,800	396,100	415,300				
86	246,300	297,500	344,600	383,300	396,400					
87	247,000	297,800	345,100	383,700	396,700					
88	247,700	298,200	345,500	384,100	396,900					

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

89	248,400	298,500	345,800	384,500	397,100				
90	248,900	298,900	346,200	385,000	397,400				
91	249,400	299,200	346,700	385,400	397,700				
92	249,900	299,600	347,100	385,800	397,900				
93	250,200	299,700	347,300	386,100	398,100				
94		299,900	347,700						
95		300,300	348,200						
96		300,700	348,600						
97		300,900	348,700						
98		301,200	349,200						
99		301,600	349,600						
100		302,000	349,900						
101		302,200	350,200						
102		302,500	350,600						
103		302,900	351,000						
104		303,200	351,400						
105		303,400	351,900						
106		303,700	352,300						
107		304,100	352,700						
108		304,400	353,100						
109		304,600	353,600						
110		305,000	354,000						
111		305,400	354,300						
112		305,700	354,600						
113		305,800	355,100						
114		306,100							
115		306,400							
116		306,800							
117		307,000							
118		307,200							
119		307,500							
120		307,800							
121		308,200							
122		308,400							
123		308,700							
124		309,000							
125		309,300							
再任用職員	190,200	218,000	260,300	279,700	294,800	320,200	361,900	395,000	446,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

別表第二 公安職給料表（第二条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,200	185,000	211,900	251,300	296,600	323,200	351,800	387,700	428,300
	2	170,900	186,800	213,900	253,100	298,700	325,300	354,000	389,800	430,100
	3	172,700	188,600	215,900	254,900	300,700	327,500	356,300	391,800	432,000
	4	174,400	190,400	217,900	256,700	302,900	329,700	358,500	393,800	433,900
	5	176,000	192,400	219,800	258,400	304,700	332,000	360,600	395,600	435,300
	6	177,900	194,700	221,800	260,200	306,800	334,200	362,700	397,500	437,000
	7	179,700	197,000	223,800	262,000	309,000	336,500	364,900	399,200	438,600
	8	181,600	199,300	225,700	263,800	311,200	338,800	367,100	400,900	440,100
	9	183,400	201,600	227,700	265,300	313,200	340,700	369,000	402,600	441,700
	10	185,100	204,200	229,500	267,100	315,400	343,000	371,200	404,600	443,400
	11	186,800	206,700	231,300	268,500	317,700	345,200	373,300	406,600	445,000
	12	188,500	209,200	233,100	269,900	319,900	347,500	375,500	408,700	446,600
	13	190,400	211,700	234,800	271,500	322,000	349,600	377,700	410,400	447,700
	14	192,600	213,500	236,600	272,900	324,300	351,700	379,800	412,500	449,300
	15	194,700	215,300	238,400	274,000	326,500	353,900	382,000	414,500	451,100
	16	196,900	217,100	240,300	275,300	328,800	356,000	384,100	416,600	452,900
	17	199,100	218,900	241,900	276,400	330,700	358,200	385,900	418,300	454,500
	18	201,500	220,800	243,700	277,800	333,000	360,200	387,900	420,000	456,300
	19	203,900	222,600	245,500	279,200	335,100	362,300	389,800	421,700	458,100
	20	206,300	224,300	247,300	280,700	337,400	364,400	391,800	423,300	459,800
	21	208,900	226,000	249,000	282,000	339,500	366,500	393,600	425,000	461,400
	22	210,700	227,800	250,500	283,400	341,500	368,500	395,700	426,600	463,100
	23	212,500	229,600	252,000	284,900	343,600	370,500	397,800	428,000	464,700
	24	214,300	231,400	253,400	286,400	345,600	372,600	399,800	429,500	466,500
	25	216,000	233,000	254,600	287,600	347,600	374,500	401,500	430,800	468,000
	26	217,800	234,700	256,000	289,600	349,700	376,500	403,500	432,200	469,400
	27	219,600	236,300	257,400	291,600	351,700	378,500	405,600	433,700	470,900
	28	221,300	237,900	258,700	293,600	353,700	380,500	407,700	435,300	472,200
	29	223,100	239,300	259,900	295,600	355,900	382,400	409,200	436,600	473,400
	30	224,900	241,000	261,000	297,600	358,000	384,500	411,000	438,300	474,100
	31	226,700	242,700	262,300	299,500	360,000	386,600	412,700	440,000	474,800
	32	228,400	244,500	263,400	301,400	362,100	388,600	414,400	441,600	475,500
	33	230,100	246,100	264,300	303,200	363,800	390,500	416,100	443,000	476,000
	34	231,800	247,700	265,500	305,000	365,800	392,600	417,600	444,700	476,800
	35	233,400	249,300	266,600	306,900	367,700	394,700	419,200	446,400	477,500
	36	235,000	250,800	267,800	308,800	369,800	396,600	420,700	448,000	478,100
	37	236,400	252,100	268,800	310,600	371,700	398,300	422,000	449,400	478,400
	38	238,100	253,600	270,000	312,500	373,800	399,800	423,500	450,100	479,000
	39	239,800	254,900	271,100	314,400	375,800	401,100	425,000	450,800	479,500
	40	241,600	256,100	272,100	316,200	377,800	402,500	426,500	451,500	480,000

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

	41	243,200	257,300	273,300	318,100	379,800	403,700	428,000	451,900	480,500
	42	244,700	258,500	274,800	319,900	381,900	404,800	429,300	452,500	480,900
	43	246,200	259,600	276,100	321,800	384,000	405,800	430,600	453,200	481,300
	44	247,600	260,700	277,300	323,700	386,000	406,800	431,800	453,800	481,700
	45	248,800	261,800	278,500	325,500	387,700	408,000	432,800	454,600	482,000
	46	250,000	262,900	280,000	327,400	389,400	409,200	433,500	455,300	
	47	251,100	264,000	281,600	329,300	391,000	410,300	434,300	455,800	
	48	252,200	265,200	283,200	331,100	392,700	411,500	435,100	456,300	
	49	253,100	266,200	285,000	332,700	394,100	412,800	435,600	456,800	
	50	254,200	267,400	286,700	334,300	395,100	413,600	436,000	457,100	
	51	255,400	268,500	288,400	335,900	396,100	414,400	436,400	457,400	
	52	256,500	269,600	290,000	337,600	397,100	415,100	436,700	457,800	
	53	257,500	270,800	291,500	339,300	398,400	415,600	437,000	458,200	
	54	258,700	271,900	293,300	341,000	399,500	416,300	437,400	458,400	
	55	259,700	273,300	295,000	342,800	400,600	417,000	437,700	458,700	
	56	260,900	274,500	296,800	344,600	401,800	417,600	438,000	458,900	
	57	262,000	275,600	298,400	345,800	403,100	418,300	438,300	459,300	
	58	263,000	277,200	300,100	347,500	403,900	418,700	438,600	459,500	
	59	263,800	278,700	301,900	349,100	404,700	419,300	438,900	459,700	
	60	264,800	280,300	303,700	350,700	405,400	419,900	439,200	459,900	
	61	265,900	281,900	305,200	352,300	405,900	420,300	439,500	460,300	
	62	267,000	283,500	307,000	354,000	406,600	420,900	439,800		
	63	268,100	285,100	308,800	355,700	407,300	421,400	440,100		
	64	269,100	286,700	310,500	357,400	408,000	421,900	440,400		
	65	270,200	288,200	312,000	359,000	408,300	422,400	440,700		
	66	271,400	289,600	313,700	360,600	409,000	423,000	441,000		
	67	272,700	291,100	315,300	362,200	409,700	423,400	441,300		
	68	274,000	292,600	317,000	363,800	410,300	423,900	441,600		
	69	275,200	294,200	318,600	365,000	410,700	424,300	441,800		
	70	276,600	295,700	320,000	366,400	411,200	424,600	442,100		
	71	278,000	297,300	321,500	367,700	411,800	424,900	442,400		
	72	279,400	298,900	323,000	369,100	412,300	425,200	442,700		
再任 用職員 以外の 職員	73	280,700	300,200	324,000	370,300	412,800	425,500	442,900		
	74	282,100	301,600	325,600	371,500	413,200	425,800	443,200		
	75	283,500	303,100	327,100	372,800	413,700	426,100	443,500		
	76	284,800	304,600	328,800	374,100	414,200	426,400	443,800		
	77	286,000	305,700	330,600	375,400	414,700	426,600	444,000		
	78	287,200	307,200	332,300	376,600	415,200	426,900	444,300		
	79	288,400	308,600	333,900	377,800	415,800	427,200	444,600		
	80	289,500	310,100	335,500	379,000	416,300	427,500	444,900		
	81	290,800	311,600	337,200	380,200	416,700	427,700	445,100		
	82	292,000	313,000	338,900	381,400	417,300	428,000	445,400		
	83	293,300	314,300	340,500	382,500	417,800	428,300	445,700		
	84	294,600	315,700	342,200	383,700	418,000	428,500	446,000		
	85	295,800	316,900	343,600	384,800	418,300	428,700	446,200		
	86	297,000	318,400	345,100	385,400	418,800	429,000			
	87	298,200	319,700	346,600	385,900	419,100	429,300			
	88	299,400	321,200	348,100	386,500	419,400	429,500			

89	300,500	322,700	349,400	387,100	419,700	429,700
90	301,700	324,200	350,600	387,700	420,100	430,000
91	302,800	325,600	351,900	388,300	420,500	430,300
92	304,000	327,100	353,200	388,900	420,900	430,500
93	304,800	328,400	354,600	389,200	421,200	430,700
94	306,100	329,700	356,100	389,700		
95	307,200	331,100	357,600	390,300		
96	308,500	332,400	359,100	390,800		
97	309,600	333,600	360,400	391,200		
98	310,800	334,900	361,600	391,600		
99	312,000	336,200	362,700	392,200		
100	313,200	337,500	363,900	392,700		
101	314,400	338,900	365,000	393,100		
102	315,400	339,800	366,100	393,600		
103	316,500	340,900	367,200	394,200		
104	317,500	342,100	368,400	394,700		
105	318,300	343,200	369,600	395,000		
106	318,900	344,300	370,100	395,400		
107	319,500	345,300	370,700	395,900		
108	320,200	346,400	371,300	396,200		
109	320,700	347,600	371,900	396,500		
110	321,200	348,600	372,400	397,000		
111	321,700	349,600	372,900	397,500		
112	322,300	350,500	373,400	398,000		
113	323,100	351,400	373,800	398,300		
114	323,800	352,300	374,200	398,800		
115	324,500	353,300	374,800	399,300		
116	325,200	354,300	375,300	399,800		
117	325,800	355,300	375,700	400,100		
118	326,600	355,800	376,200	400,600		
119	327,300	356,400	376,800	401,100		
120	328,100	357,000	377,300	401,600		
121	328,700	357,300	377,400	402,000		
122	329,000	357,700	378,000	402,500		
123	329,500	358,200	378,500	402,900		
124	330,000	358,600	378,900	403,400		
125	330,300	359,000	379,400	403,800		
126		359,400	379,900			
127		359,900	380,400			
128		360,300	380,900			
129		360,700	381,200			
130		361,100	381,700			
131		361,500	382,200			
132		361,900	382,700			
133		362,100	383,000			
134		362,600	383,500			
135		363,000	383,900			
136		363,300	384,300			

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

	137		363,600	384,600						
	138		364,000	385,100						
	139		364,500	385,600						
	140		365,000	386,100						
	141		365,300	386,400						
	142		365,800							
	143		366,300							
	144		366,800							
	145		367,100							
再任用職員		244,300	256,200	260,400	294,100	310,600	324,700	348,200	383,400	415,000

備考 この表は、警察官の職にある職員に適用する。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

別表第三 教育職給料表（第二条関係）

イ 教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	159,500	204,300	264,900	333,900	422,400
	2	161,000	206,000	267,400	336,100	424,200
	3	162,500	207,600	269,700	338,400	426,000
	4	164,000	209,300	272,100	340,600	427,700
	5	165,800	211,200	274,700	342,900	429,200
	6	167,700	212,900	277,100	345,100	430,700
	7	169,500	214,600	279,300	347,400	432,600
	8	171,300	216,200	281,500	349,700	434,500
	9	173,100	217,900	283,900	351,700	436,300
	10	175,200	219,800	286,200	353,800	438,100
	11	177,300	221,600	288,600	356,000	440,000
	12	179,300	223,400	290,900	358,100	441,800
	13	181,300	225,100	293,300	360,300	443,500
	14	183,500	227,100	295,400	362,300	445,400
	15	185,800	229,100	297,400	364,300	447,200
	16	188,100	231,100	299,400	366,300	449,100
	17	190,400	232,900	301,600	368,200	450,800
	18	193,000	235,600	304,200	370,100	452,600
	19	195,600	238,300	306,700	372,100	454,400
	20	198,100	241,000	309,400	374,100	456,200
	21	200,600	243,700	311,900	375,900	457,800
	22	202,300	246,600	314,500	377,800	459,500
	23	204,000	249,400	316,900	379,700	461,400
	24	205,700	252,100	319,600	381,600	463,100
	25	207,300	254,700	322,200	383,100	464,800
	26	209,000	257,300	324,500	384,900	466,400
	27	210,600	259,800	326,900	386,700	468,000
	28	212,100	262,200	329,200	388,600	469,500
	29	213,600	264,900	331,500	390,500	471,000
	30	215,300	267,300	333,500	392,400	472,300
	31	217,000	269,500	335,700	394,300	473,600
	32	218,700	271,700	337,900	396,300	474,900
	33	220,200	273,900	340,000	398,000	476,100
	34	222,000	276,100	342,200	399,700	476,800
	35	223,700	278,300	344,400	401,300	477,500
	36	225,400	280,400	346,500	403,100	478,200
	37	227,000	282,700	348,700	404,300	478,800
	38	228,800	284,700	350,800	405,800	
	39	230,600	286,700	353,000	407,200	
	40	232,400	288,700	355,100	408,600	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

	41	234,200	290,600	357,200	410,300
	42	236,000	293,100	359,300	411,700
	43	237,800	295,400	361,300	413,000
	44	239,500	297,900	363,400	414,500
	45	241,000	300,100	365,400	416,100
	46	242,700	302,600	367,400	417,400
	47	244,000	305,000	369,400	418,900
	48	245,300	307,700	371,400	420,500
	49	246,800	310,100	373,200	422,200
	50	248,300	312,500	375,000	423,600
	51	249,500	315,000	376,900	425,200
	52	251,000	317,400	378,900	426,700
	53	252,300	319,800	380,800	428,400
	54	253,500	322,000	382,600	429,900
	55	254,900	324,100	384,400	431,500
	56	256,100	326,300	386,100	433,100
	57	257,400	328,600	387,600	434,600
	58	258,500	330,700	389,200	436,100
	59	259,700	332,900	390,900	437,300
	60	260,900	334,900	392,600	438,500
	61	262,200	337,100	393,800	439,700
	62	263,600	339,200	395,200	441,000
	63	265,000	341,400	396,600	442,300
	64	266,200	343,600	397,900	443,500
	65	267,600	345,500	399,300	444,700
	66	269,100	347,700	400,500	445,900
	67	270,700	349,800	401,900	447,100
	68	272,400	352,000	403,300	448,300
	69	273,900	354,000	404,600	449,500
	70	275,300	355,900	405,900	450,700
	71	276,700	358,000	407,300	451,900
	72	278,200	360,000	408,600	453,100
	73	279,300	361,800	409,900	454,200
	74	280,700	363,700	411,300	454,800
	75	282,100	365,500	412,700	455,300
	76	283,400	367,400	414,000	455,800
再任	77	284,800	369,300	415,200	456,300
用職	78	286,000	371,000	416,400	
員以	79	287,200	372,700	417,700	
外の	80	288,400	374,300	419,100	
職員	81	289,600	375,800	420,400	
	82	290,800	377,300	421,600	
	83	292,000	378,800	422,600	
	84	293,200	380,200	423,800	
	85	294,400	381,300	425,000	
	86	295,500	382,700	426,200	
	87	296,700	384,100	427,400	
	88	297,900	385,400	428,400	

89	299,100	386,700	429,500
90	300,200	388,000	430,500
91	301,400	389,200	431,500
92	302,600	390,500	432,500
93	303,400	391,800	433,400
94	304,400	392,900	434,200
95	305,500	394,200	435,000
96	306,700	395,400	435,800
97	307,700	396,800	436,600
98	308,800	397,800	437,000
99	309,800	398,900	437,400
100	310,900	399,900	437,800
101	311,800	400,800	438,200
102	312,900	401,800	438,500
103	314,000	402,900	438,800
104	315,000	404,000	439,100
105	315,600	404,700	439,400
106	316,500	405,600	439,700
107	317,300	406,500	440,000
108	318,100	407,400	440,200
109	319,000	408,200	440,400
110	319,400	409,100	
111	319,800	409,900	
112	320,300	410,700	
113	320,900	411,300	
114	321,300	412,000	
115	321,800	412,700	
116	322,300	413,400	
117	322,900	414,000	
118	323,400	414,500	
119	323,800	414,900	
120	324,300	415,300	
121	324,800	415,700	
122	325,200	416,000	
123	325,700	416,300	
124	326,200	416,500	
125	326,800	416,700	
126	327,100	417,000	
127	327,400	417,300	
128	327,700	417,500	
129	327,900	417,700	
130	328,200	418,000	
131	328,500	418,300	
132	328,800	418,500	
133	329,000	418,700	
134	329,200	419,000	
135	329,400	419,300	
136	329,700	419,500	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

	137	330,000	419,700			
	138	330,200	420,000			
	139	330,500	420,300			
	140	330,800	420,500			
	141	331,000	420,700			
	142	331,200	421,000			
	143	331,500	421,300			
	144	331,700	421,500			
	145	332,000	421,700			
	146	332,200				
	147	332,500				
	148	332,800				
	149	333,000				
	150	333,200				
	151	333,500				
	152	333,800				
	153	334,000				
再任用職員		238,700	279,800	308,500	336,600	420,700

備考

- この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

ロ 教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	159,500	175,600	264,900	294,000	412,200
	2	161,000	177,700	267,400	296,600	413,700
	3	162,500	179,800	269,700	299,500	415,200
	4	164,000	182,000	272,100	302,100	416,700
	5	165,800	184,100	274,700	304,600	418,100
	6	167,700	186,300	277,100	307,000	419,500
	7	169,500	188,500	279,300	309,400	421,000
	8	171,300	190,700	281,500	311,800	422,600
	9	173,100	193,100	283,900	314,300	424,000
	10	175,200	195,900	286,200	317,000	425,400
	11	177,300	198,700	288,600	319,700	426,800
	12	179,300	201,400	290,900	322,600	428,100
	13	181,300	204,300	293,300	325,200	429,400
	14	183,500	206,000	295,400	327,200	430,800
	15	185,800	207,600	297,400	329,300	432,200
	16	188,100	209,300	299,400	331,600	433,600
	17	190,400	211,200	301,600	333,900	434,800
	18	193,000	212,900	304,200	336,100	436,100
	19	195,500	214,600	306,700	338,400	437,300
	20	198,100	216,200	309,400	340,600	438,600
	21	200,600	217,900	311,900	342,900	439,700
	22	202,300	219,800	314,500	345,100	440,900
	23	204,000	221,600	316,900	347,400	442,200
	24	205,700	223,400	319,600	349,700	443,500
	25	207,300	225,100	322,200	351,700	444,800
	26	208,900	227,100	324,500	353,500	446,000
	27	210,500	229,100	326,900	355,400	447,000
	28	212,000	231,100	329,200	357,300	448,100
	29	213,500	232,900	331,500	359,200	449,300
	30	215,200	235,600	333,500	361,000	450,100
	31	216,800	238,300	335,700	362,700	450,900
	32	218,500	241,000	337,900	364,600	451,800
	33	220,000	243,700	340,000	366,300	452,700
	34	221,700	246,600	342,100	368,000	453,200
	35	223,300	249,400	344,200	369,700	453,700
	36	224,900	252,100	346,200	371,500	454,200
	37	226,400	254,700	348,300	373,400	454,700
	38	228,100	257,300	350,200	374,900	
	39	229,800	259,800	352,200	376,500	
	40	231,500	262,200	354,100	378,100	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

	41	233,200	264,900	356,000	379,400
	42	235,000	267,300	357,800	380,800
	43	236,800	269,500	359,600	382,200
	44	238,500	271,700	361,300	383,700
	45	240,200	273,900	363,100	385,200
	46	241,800	276,100	364,800	386,800
	47	243,300	278,300	366,400	388,400
	48	244,700	280,400	368,000	389,900
	49	246,100	282,700	369,400	391,300
	50	247,500	284,700	370,900	392,800
	51	249,000	286,700	372,500	394,300
	52	250,200	288,700	374,100	395,700
	53	251,400	290,600	375,600	396,900
	54	252,800	293,100	377,100	398,200
	55	254,100	295,400	378,600	399,300
	56	255,300	297,900	380,100	400,400
	57	256,600	300,100	381,600	401,800
	58	257,800	302,600	383,000	403,000
	59	258,900	305,000	384,400	404,200
	60	260,100	307,700	385,700	405,500
	61	261,500	310,100	386,600	406,700
	62	262,800	312,500	387,800	407,700
	63	264,000	315,000	389,000	409,100
	64	265,000	317,400	390,100	410,400
	65	266,000	319,800	391,000	411,600
	66	267,400	322,000	392,200	412,700
	67	268,900	324,100	393,200	413,900
	68	270,400	326,300	394,300	415,000
	69	272,000	328,600	395,500	416,000
	70	273,500	330,700	396,500	417,200
	71	275,000	332,900	397,600	418,400
	72	276,500	334,900	398,800	419,600
	73	277,700	337,100	399,800	420,200
	74	278,900	339,200	400,900	421,000
	75	280,200	341,400	402,000	421,700
	76	281,500	343,600	403,100	422,200
再任 用職 員以 外の 職員	77	282,900	345,400	404,000	422,500
	78	284,000	347,300	404,900	422,900
	79	285,200	349,200	405,900	423,300
	80	286,400	351,000	406,900	423,700
	81	287,700	352,800	407,700	424,000
	82	288,600	354,600	408,500	424,400
	83	289,800	356,300	409,200	424,800
	84	291,000	358,100	410,000	425,100
	85	292,000	359,500	410,700	425,400
	86	292,900	361,100	411,500	425,800
	87	293,900	362,600	412,200	426,200
	88	294,900	364,100	412,900	426,500

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

89	296,000	365,500	413,500	426,800
90	296,900	366,800	414,200	427,100
91	297,800	368,200	414,700	427,400
92	298,700	369,600	415,400	427,600
93	299,200	371,100	415,800	427,800
94	299,900	372,400	416,200	
95	300,600	373,700	416,500	
96	301,400	374,900	416,800	
97	302,200	375,900	417,100	
98	303,000	376,900	417,400	
99	303,800	377,900	417,700	
100	304,500	378,900	417,900	
101	305,400	379,800	418,100	
102	305,900	380,800	418,400	
103	306,400	381,800	418,700	
104	306,900	382,800	418,900	
105	307,100	383,600	419,100	
106	307,500	384,500	419,400	
107	307,800	385,400	419,700	
108	308,000	386,400	419,900	
109	308,200	387,200	420,100	
110	308,400	388,200		
111	308,700	389,200		
112	309,000	390,200		
113	309,200	390,800		
114	309,400	391,700		
115	309,600	392,600		
116	309,900	393,500		
117	310,200	394,300		
118	310,500	395,000		
119	310,800	395,800		
120	311,100	396,600		
121	311,200	397,200		
122	311,400	398,000		
123	311,700	398,700		
124	312,000	399,400		
125	312,200	400,000		
126		400,700		
127		401,200		
128		401,800		
129		402,500		
130		403,100		
131		403,600		
132		404,100		
133		404,400		
134		404,700		
135		405,000		
136		405,300		

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

137			405,600			
138			405,900			
139			406,200			
140			406,500			
141			406,800			
142			407,100			
143			407,400			
144			407,700			
145			407,900			
146			408,200			
147			408,500			
148			408,700			
149			408,900			
150			409,200			
151			409,500			
152			409,700			
153			409,900			
154			410,200			
155			410,500			
156			410,700			
157			410,900			
再任用職員		229,800	276,600	303,600	329,900	410,700

備考

- 1 この表は、中学校に勤務する校長，副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，講師，助教諭及び養護助教諭並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が3級である職員の給料月額は，この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

別表第四 研究職給料表（第二条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	145,900	196,100	282,100	334,200	392,800
	2	147,000	198,800	284,500	336,400	395,700
	3	148,200	201,200	286,900	338,600	398,500
	4	149,300	203,600	289,400	340,700	401,300
	5	150,500	206,100	291,700	342,600	403,600
	6	151,800	208,400	293,900	344,700	406,300
	7	153,100	210,600	296,000	346,800	409,000
	8	154,400	212,800	298,000	348,900	411,700
	9	155,500	214,900	300,200	350,800	414,300
	10	157,300	217,200	302,900	352,800	416,900
	11	158,900	219,600	305,500	354,900	419,600
	12	160,500	221,900	308,300	356,900	422,400
	13	162,000	224,000	310,700	359,000	425,000
	14	164,000	226,400	313,300	360,900	427,700
	15	165,900	228,800	315,900	362,800	430,500
	16	167,900	231,200	318,700	364,700	433,200
	17	169,700	233,400	321,300	366,600	435,700
	18	171,900	236,200	323,500	368,500	438,300
	19	174,200	239,100	325,700	370,400	440,800
	20	176,300	241,900	327,900	372,400	443,400
	21	178,500	244,300	330,200	374,000	445,900
	22	180,900	246,900	332,200	376,000	448,500
	23	183,300	249,300	334,200	377,900	451,100
	24	185,600	252,000	336,300	379,800	453,600
	25	187,700	254,700	338,400	381,400	455,800
	26	190,000	257,100	340,300	383,100	458,100
	27	192,100	259,400	342,100	385,000	460,600
	28	194,200	261,700	344,000	386,900	463,100
	29	196,200	264,400	346,000	388,700	465,600
	30	198,000	266,600	347,700	390,600	468,100
	31	199,800	268,500	349,300	392,500	470,600
	32	201,500	270,600	351,000	394,400	473,100
	33	203,200	272,500	352,400	396,000	475,400
	34	205,100	274,500	353,800	397,800	477,800
	35	207,000	276,600	355,300	399,400	480,200
	36	208,800	278,600	356,800	401,200	482,700
	37	210,500	280,500	358,100	402,400	485,100
	38	212,400	282,000	359,500	403,900	487,600
	39	214,300	283,400	360,900	405,300	490,000
	40	216,200	284,900	362,300	406,700	492,500

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

	41	218,000	286,300	363,200	408,100	494,800
	42	219,900	287,400	364,300	409,400	497,000
	43	221,800	288,400	365,500	410,900	499,200
	44	223,700	289,400	366,600	412,500	501,400
	45	225,300	290,200	367,800	413,900	503,100
	46	227,100	291,400	369,000	415,100	504,600
	47	228,800	292,700	370,300	416,700	506,200
	48	230,600	293,900	371,400	418,300	507,700
	49	232,300	295,300	372,500	419,600	509,400
	50	234,100	296,600	373,800	421,000	510,800
	51	235,800	297,700	375,100	422,500	512,200
	52	237,500	298,900	376,400	423,900	513,700
	53	239,000	300,100	377,100	425,300	514,800
	54	240,800	301,300	378,100	426,700	516,000
	55	242,500	302,600	379,000	428,100	517,200
	56	244,100	303,800	380,000	429,500	518,400
	57	245,600	304,900	380,800	430,600	519,300
	58	246,800	306,100	381,600	431,900	520,300
	59	247,900	307,300	382,300	433,300	521,300
再任	60	249,000	308,500	383,000	434,600	522,300
用職	61	250,200	309,500	383,600	435,400	523,400
員以	62	251,300	310,600	384,300	436,300	524,300
外の	63	252,300	311,700	385,200	437,300	525,000
職員	64	253,400	312,800	386,100	438,200	525,700
	65	254,600	313,800	386,700	439,100	526,500
	66	255,700	314,900	387,500	439,900	527,300
	67	256,800	316,000	388,300	440,500	528,100
	68	257,800	317,000	389,100	441,300	528,900
	69	258,800	318,100	389,700	441,700	529,600
	70	260,200	319,100	390,400	442,300	530,400
	71	261,700	320,200	391,100	442,800	531,200
	72	263,100	321,300	391,800	443,300	532,000
	73	264,500	322,100	392,500	443,800	532,700
	74	265,900	323,100	393,100		
	75	267,300	324,200	393,700		
	76	268,600	325,300	394,400		
	77	269,700	326,400	395,100		
	78	270,900	327,400	395,700		
	79	272,200	328,300	396,300		
	80	273,400	329,200	396,900		
	81	274,800	330,300	397,500		
	82	276,100	331,100	398,100		
	83	277,400	331,800	398,700		
	84	278,600	332,600	399,300		
	85	279,800	333,100	399,800		
	86	280,900	333,600	400,300		
	87	282,200	334,100	400,800		
	88	283,400	334,600	401,500		

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

	89	284,400	334,900	401,900		
	90	285,600	335,400			
	91	286,800	335,900			
	92	288,000	336,400			
	93	289,000	336,700			
	94	290,000	337,100			
	95	291,000	337,600			
	96	292,000	338,100			
	97	292,600	338,600			
	98	293,500	339,100			
	99	294,200	339,600			
	100	295,100	340,100			
	101	296,000	340,600			
	102	296,700	341,100			
	103	297,400	341,600			
	104	298,100	342,100			
	105	298,800	342,600			
	106	299,300	343,000			
	107	299,800	343,500			
	108	300,300	343,900			
	109	300,500	344,400			
	110	300,900	344,800			
	111	301,200	345,300			
	112	301,500	345,700			
	113	301,800	346,200			
	114	302,100	346,600			
	115	302,400	347,100			
	116	302,700	347,500			
	117	303,000	348,000			
	118	303,400	348,400			
	119	303,700	348,800			
	120	304,100	349,200			
	121	304,400	349,600			
再任用職員		220,300	263,200	288,000	330,400	388,900

備考 この表は、人事委員会規則で定める試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

別表第五 医療職給料表（第二条関係）

イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	250,000	334,600	399,200	474,200
	2	252,500	337,600	401,900	476,500
	3	255,000	340,400	404,600	478,700
	4	257,500	343,400	407,300	481,000
	5	259,700	346,100	409,800	483,300
	6	263,500	349,300	412,500	485,500
	7	267,300	352,400	415,300	487,700
	8	271,000	355,400	418,100	489,900
	9	274,600	358,400	420,700	491,900
	10	278,600	361,300	423,400	494,000
	11	282,600	364,300	426,100	496,100
	12	286,500	367,400	428,800	498,200
	13	290,200	370,500	431,300	500,300
	14	294,200	374,000	433,800	502,400
	15	298,100	377,300	436,200	504,500
	16	301,900	380,900	438,700	506,600
	17	305,700	384,500	440,900	508,700
	18	309,300	387,000	443,300	510,700
	19	312,800	389,600	445,700	512,700
	20	316,400	392,200	448,100	514,700
	21	319,800	394,900	450,100	516,500
	22	323,400	397,500	452,500	518,300
	23	326,800	400,100	454,900	520,200
	24	330,400	402,700	457,200	522,100
	25	333,900	405,000	459,400	523,800
	26	336,600	407,300	461,700	525,600
	27	339,300	409,600	463,900	527,400
	28	341,900	411,900	466,200	529,200
	29	344,500	414,300	468,400	531,100
	30	346,700	416,400	470,700	532,900
	31	348,800	418,400	473,000	534,700
	32	351,100	420,500	475,200	536,500
	33	353,500	422,600	477,200	538,100
	34	355,800	424,600	479,300	539,900
	35	358,000	426,600	481,400	541,600
	36	360,400	428,600	483,500	543,400
	37	362,800	430,700	485,600	545,000
	38	365,100	432,700	487,400	546,600
	39	367,300	434,700	489,200	548,000
	40	369,500	436,700	491,000	549,600

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

再任
用職
員以
外の
職員

41	371,600	438,700	492,700	551,100
42	373,000	440,500	494,500	552,500
43	374,500	442,200	496,300	553,900
44	376,000	444,000	498,100	555,300
45	377,500	445,900	499,700	556,500
46	378,900	447,700	501,400	557,500
47	380,400	449,500	503,200	558,500
48	381,900	451,200	505,000	559,500
49	383,200	453,000	506,600	560,600
50	384,200	454,700	507,900	561,500
51	385,200	456,500	509,200	562,400
52	386,200	458,300	510,500	563,300
53	387,200	460,200	511,800	564,200
54	388,100	461,400	513,100	565,100
55	389,000	462,600	514,400	566,000
56	389,900	463,800	515,700	566,900
57	390,900	465,000	516,700	567,800
58	391,800	466,000	517,500	568,700
59	392,600	467,000	518,300	569,600
60	393,400	468,000	519,100	570,500
61	394,200	468,800	520,000	571,400
62	394,700	469,500	520,800	572,300
63	395,100	470,200	521,700	573,200
64	395,600	470,900	522,500	574,100
65	395,900	471,600	523,400	575,000
66		472,300	524,300	
67		473,000	525,200	
68		473,700	526,100	
69		474,200	527,000	
70		474,900	527,900	
71		475,600	528,800	
72		476,300	529,700	
73		476,700	530,500	
74		477,300	531,400	
75		478,000	532,300	
76		478,700	533,200	
77		479,100	534,000	
78		479,700	534,900	
79		480,300	535,800	
80		480,800	536,700	
81		481,400	537,500	
82		481,900	538,400	
83		482,400	539,300	
84		482,900	540,200	
85		483,300	541,000	
86		483,900	541,900	
87		484,500	542,800	
88		485,100	543,700	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

	89		485,600	544,500	
	90		486,200		
	91		486,800		
	92		487,400		
	93		487,900		
	94		488,500		
	95		489,100		
	96		489,700		
	97		490,200		
再任用職員		297,300	339,700	394,100	467,100

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,200	189,500	224,600	251,500	287,300	335,100	380,100	446,200
	2	152,600	191,100	226,200	253,100	289,300	337,100	382,800	448,800
	3	154,000	192,700	227,800	254,600	291,500	339,300	385,400	451,300
	4	155,400	194,400	229,400	256,200	293,700	341,500	388,100	453,900
	5	156,600	195,900	230,900	257,400	295,900	343,500	390,500	456,300
	6	158,400	197,500	232,500	258,900	298,000	345,700	393,200	458,800
	7	160,200	199,100	234,100	260,300	300,100	347,800	395,800	461,300
	8	161,900	200,600	235,700	261,900	302,300	350,000	398,500	463,800
	9	163,600	202,100	237,000	263,200	304,300	352,000	400,600	466,200
	10	165,300	203,800	238,700	264,700	306,500	354,100	402,900	468,600
	11	167,100	205,400	240,200	266,100	308,600	356,300	405,100	471,200
	12	168,900	207,100	241,700	267,400	310,800	358,400	407,300	473,600
	13	170,400	208,600	243,300	268,800	313,000	360,100	409,400	476,100
	14	172,300	210,200	244,900	270,500	315,000	362,100	411,400	477,600
	15	174,300	211,800	246,400	272,300	317,100	364,000	413,400	478,900
	16	176,200	213,400	248,000	273,900	319,100	366,000	415,500	480,200
	17	178,200	214,700	249,200	275,600	321,300	367,900	417,300	481,400
	18	180,100	216,300	250,700	277,400	323,300	369,900	419,300	482,700
	19	181,900	218,000	252,100	279,200	325,400	371,900	421,200	484,000
	20	183,800	219,600	253,700	281,000	327,500	373,900	423,300	485,300
	21	185,800	221,100	255,200	282,800	329,400	375,700	425,100	486,500
	22	187,300	222,600	256,600	284,700	331,400	377,700	426,700	487,900
	23	188,800	224,100	258,000	286,400	333,300	379,800	428,300	489,300
	24	190,300	225,600	259,400	288,300	335,300	381,900	429,800	490,500
	25	192,000	227,000	260,800	290,000	337,300	383,300	431,300	491,900
	26	193,500	228,500	262,300	291,900	339,200	385,100	432,600	493,200
	27	195,000	229,900	263,800	293,800	341,200	386,900	433,900	494,600
	28	196,400	231,300	265,400	295,600	343,200	388,600	435,200	496,000
	29	197,800	232,700	267,100	297,600	344,800	390,400	436,500	497,400
	30	199,100	234,400	268,800	299,500	346,600	391,900	437,700	498,500
	31	200,400	235,900	270,400	301,300	348,300	393,500	438,900	499,600
	32	201,700	237,500	272,100	303,200	350,100	395,200	440,000	500,700
	33	202,900	239,000	273,600	305,000	351,800	396,500	441,200	501,800
	34	204,300	240,500	275,400	306,700	353,600	397,800	442,400	502,700
	35	205,700	242,000	277,100	308,500	355,500	399,100	443,600	503,600
	36	207,000	243,600	278,900	310,300	357,300	400,300	444,800	504,500
	37	208,100	245,000	280,300	311,800	359,100	401,400	446,100	505,500
	38	209,400	246,600	282,000	313,500	360,800	402,600	446,900	
	39	210,600	248,100	283,700	315,200	362,400	403,700	447,300	
	40	211,800	249,600	285,400	316,800	364,100	404,800	448,000	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

再任 用職 員以 外の 職員	41	213,000	251,000	287,100	318,600	365,300	405,600	448,500
	42	214,100	252,300	288,800	320,300	366,400	406,400	448,900
	43	215,200	253,700	290,500	321,900	367,600	407,200	449,300
	44	216,300	255,100	292,200	323,600	368,800	408,000	449,700
	45	217,400	256,500	293,900	324,800	370,000	408,400	450,100
	46	218,400	258,000	295,600	326,200	370,800	409,000	450,500
	47	219,300	259,400	297,300	327,700	372,000	409,500	450,900
	48	220,300	260,900	298,900	329,300	373,100	409,900	451,200
	49	221,200	262,500	300,300	330,700	374,100	410,300	451,500
	50	222,200	263,900	301,900	332,000	375,100	410,600	451,900
	51	223,100	265,200	303,400	333,200	376,100	410,900	452,200
	52	224,100	266,600	305,000	334,500	377,100	411,200	452,500
	53	224,700	267,600	306,400	335,600	377,900	411,500	452,800
	54	225,600	269,000	307,900	336,600	378,700	411,800	
	55	226,400	270,400	309,300	337,700	379,600	412,100	
	56	227,400	271,800	310,800	338,700	380,500	412,400	
	57	228,200	272,900	312,100	339,200	381,000	412,700	
	58	229,100	274,200	313,300	340,100	381,800	413,000	
	59	229,900	275,500	314,500	340,900	382,600	413,300	
	60	230,700	276,800	315,900	341,800	383,400	413,700	
	61	231,600	277,900	317,200	342,600	383,800	413,900	
	62	232,500	279,100	318,400	342,900	384,500	414,200	
	63	233,300	280,400	319,700	343,500	385,200	414,500	
	64	234,300	281,700	320,900	344,200	385,900	414,800	
	65	235,000	282,800	322,300	344,800	386,300	415,000	
	66	235,700	283,900	323,100	345,500	386,900		
	67	236,400	285,000	323,900	346,200	387,600		
	68	237,300	286,100	324,700	346,900	388,200		
	69	238,000	287,200	325,300	347,600	388,600		
	70	238,600	288,300	326,000	348,100	389,100		
	71	239,200	289,400	326,700	348,700	389,600		
	72	239,900	290,500	327,300	349,300	390,100		
	73	240,400	291,400	328,000	349,600	390,700		
	74	241,200	292,100	328,200	350,200	391,200		
	75	242,000	292,700	328,800	350,700	391,800		
	76	242,800	293,500	329,400	351,300	392,400		
	77	243,400	294,300	330,000	351,800	392,900		
	78	244,000	294,900	330,500	352,300	393,400		
	79	244,600	295,500	331,000	352,800	393,900		
	80	245,200	296,100	331,500	353,200	394,400		
	81	245,600	296,800	332,100	353,500	394,700		
82	246,000	297,300	332,600	353,800	395,200			
83	246,400	297,700	333,000	354,200	395,600			
84	246,800	298,100	333,500	354,500	396,000			
85	247,200	298,300	334,000	355,000	396,400			
86		298,500	334,400	355,300				
87		298,700	334,600	355,600				
88		298,900	335,000	355,900				

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

89		299,300	335,400	356,300				
90		299,500	335,800	356,600				
91		299,700	336,200	357,000				
92		299,900	336,600	357,300				
93		300,300	336,900	357,700				
94		300,500	337,100	358,000				
95		300,700	337,500	358,300				
96		301,000	337,800	358,600				
97		301,400	338,000	358,900				
98		301,700	338,300	359,300				
99		301,900	338,600	359,700				
100		302,200	338,900	360,100				
101		302,500	339,100	360,600				
102		302,700	339,400	361,000				
103		302,900	339,800	361,400				
104		303,200	340,000	361,800				
105		303,500	340,100	362,300				
106			340,400					
107			340,800					
108			341,000					
109			341,200					
110			341,600					
111			342,000					
112			342,400					
113			342,600					
再任用職員	191,400	218,400	250,800	264,400	290,900	331,800	374,000	435,500

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療エックス線技師及び歯科衛生士その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

ハ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	164,000	191,900	239,900	262,800	288,700	334,300	379,000
	2	165,400	194,000	241,700	263,800	290,400	336,400	381,600
	3	166,900	196,100	243,500	264,700	292,200	338,500	384,300
	4	168,400	198,100	245,200	265,800	294,200	340,700	386,900
	5	169,900	200,300	246,600	266,700	296,000	342,900	389,100
	6	171,400	202,600	247,900	267,700	297,800	345,000	391,500
	7	172,900	204,900	249,100	268,500	299,700	347,200	393,800
	8	174,400	207,200	250,400	269,600	301,600	349,300	396,100
	9	175,800	209,700	251,500	270,700	303,500	351,000	398,100
	10	177,500	211,100	252,600	271,500	305,400	353,000	400,200
	11	179,100	212,500	253,500	272,700	307,200	354,900	402,400
	12	180,700	213,900	254,500	273,900	309,100	356,900	404,700
	13	182,300	215,100	255,800	275,200	310,800	358,900	406,600
	14	184,300	216,600	256,900	276,600	312,500	361,000	408,600
	15	186,300	218,100	257,700	277,800	314,300	363,100	410,800
	16	188,300	219,300	258,700	279,300	316,100	365,100	413,000
	17	190,600	220,600	259,600	280,700	318,000	367,100	415,000
	18	192,700	222,100	260,500	282,100	319,600	369,100	417,200
	19	194,800	223,500	261,500	283,400	321,300	371,200	419,400
	20	196,900	224,900	262,500	284,900	323,000	373,300	421,500
	21	199,100	226,300	263,400	286,500	324,500	375,000	423,400
	22	201,300	228,000	264,400	288,100	326,000	377,100	425,300
	23	203,500	229,700	265,400	289,600	327,600	379,200	427,100
	24	205,700	231,300	266,400	291,100	329,100	381,200	429,000
	25	207,800	232,700	267,600	292,400	330,900	383,200	430,700
	26	209,100	234,400	269,000	294,200	332,300	384,800	432,300
	27	210,300	236,100	270,200	296,000	333,800	386,700	434,000
	28	211,500	237,800	271,600	297,700	335,400	388,600	435,600
	29	212,700	239,300	272,900	299,300	336,900	390,400	436,900
	30	213,900	240,700	274,400	301,000	338,400	392,100	438,200
	31	215,200	242,000	276,000	302,600	339,800	394,000	439,800
	32	216,400	243,200	277,500	304,300	341,300	395,800	441,300
	33	217,600	244,500	279,100	305,800	343,000	397,500	443,000
	34	218,900	245,600	280,600	307,300	344,500	399,200	444,600
	35	220,200	246,500	281,900	308,900	346,100	401,000	446,000
	36	221,500	247,600	283,300	310,500	347,600	402,700	447,400
	37	222,700	248,700	284,900	312,000	349,400	404,300	448,500
	38	224,100	249,800	286,300	313,400	351,000	406,000	449,800
	39	225,400	250,700	287,800	315,000	352,500	407,800	451,100
	40	226,700	251,800	289,200	316,600	354,100	409,600	452,500

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

	41	227,700	252,600	290,800	318,200	355,400	411,100	453,500
	42	229,100	253,500	292,400	319,600	356,900	412,600	454,200
	43	230,500	254,400	293,900	321,000	358,400	414,100	455,000
	44	231,900	255,400	295,500	322,500	359,800	415,400	455,600
	45	233,100	256,300	296,900	323,600	361,500	416,500	456,500
	46	234,500	257,300	298,300	325,000	362,500	417,600	457,200
	47	235,800	258,300	299,800	326,400	364,000	418,700	458,000
	48	237,100	259,300	301,300	327,900	365,300	419,900	458,800
	49	238,200	260,300	302,600	329,000	366,800	421,200	459,500
	50	239,300	261,500	303,900	330,400	368,200	422,300	460,200
	51	240,300	262,700	305,300	331,700	369,500	423,500	460,900
	52	241,400	264,000	306,700	333,000	370,900	424,600	461,700
	53	242,500	265,200	308,200	334,400	372,500	425,800	462,500
	54	243,600	266,700	309,500	335,800	373,700	426,800	463,300
	55	244,600	268,100	310,900	337,200	374,800	427,900	464,000
	56	245,600	269,600	312,300	338,500	376,000	429,000	464,700
	57	246,600	271,200	313,400	339,400	377,200	430,100	465,500
	58	247,600	272,800	314,600	340,700	378,100	430,600	
	59	248,400	274,300	315,800	341,900	379,100	431,200	
	60	249,400	275,900	317,200	343,200	380,100	431,600	
	61	250,400	277,300	318,300	344,300	380,800	432,200	
	62	251,400	278,800	319,600	345,200	381,600	432,700	
	63	252,300	280,300	320,900	346,400	382,400	433,100	
	64	253,300	281,700	322,100	347,700	383,200	433,600	
	65	254,200	283,300	323,400	348,900	384,000	434,200	
	66	255,200	284,800	324,700	350,100	384,700	434,600	
	67	256,300	286,300	326,000	351,300	385,500	434,900	
	68	257,300	287,800	327,300	352,400	386,200	435,200	
	69	258,200	289,000	328,000	353,500	386,900	435,600	
	70	259,300	290,500	329,100	354,500	387,500		
	71	260,500	292,000	330,200	355,600	388,200		
	72	261,700	293,400	331,100	356,700	388,800		
	73	263,100	294,600	332,400	357,600	389,600		
	74	264,400	296,000	333,100	358,700	390,100		
	75	265,700	297,400	334,200	359,800	390,700		
	76	267,000	298,700	335,400	360,900	391,200		
	77	268,000	300,200	336,500	361,700	391,600		
	78	269,100	301,500	337,700	362,500	392,200		
	79	270,400	302,700	338,800	363,300	392,700		
	80	271,700	304,000	340,000	364,000	393,000		
	81	272,800	304,800	341,100	364,700	393,300		
	82	273,800	306,000	342,200	365,200	393,800		
	83	274,900	307,100	343,200	365,800	394,200		
	84	276,000	308,300	344,300	366,300	394,500		
再任 用職 員以 外の 職員	85	276,900	309,400	345,300	367,000	394,800		
	86	277,800	310,600	346,300	367,500	395,300		
	87	278,900	311,800	347,200	368,100	395,800		
	88	280,000	312,900	348,200	368,600	396,200		

89	281,000	314,200	349,300	369,100	396,500
90	281,900	315,400	350,100	369,500	396,900
91	282,900	316,600	350,900	370,100	397,400
92	283,900	317,800	351,700	370,600	397,800
93	284,900	318,600	352,400	371,000	398,200
94	285,900	319,300	353,000	371,500	
95	286,800	320,000	353,700	371,900	
96	287,800	320,600	354,300	372,200	
97	288,700	321,300	354,800	372,900	
98	289,500	321,600	355,200	373,400	
99	290,100	322,200	355,700	373,900	
100	291,000	322,900	356,100	374,400	
101	291,800	323,300	356,600	375,100	
102	292,600	323,900	357,000	375,600	
103	293,400	324,500	357,500	376,100	
104	294,200	325,100	357,900	376,500	
105	294,900	325,500	358,300	377,200	
106	295,400	326,000	358,800	377,700	
107	295,900	326,500	359,200	378,200	
108	296,400	327,000	359,500	378,700	
109	296,600	327,400	360,100	379,400	
110	296,900	327,800	360,600	379,800	
111	297,100	328,100	361,100	380,300	
112	297,500	328,400	361,600	380,800	
113	297,800	328,800	362,200	381,500	
114	298,000	329,200	362,700		
115	298,400	329,600	363,200		
116	298,700	329,900	363,600		
117	299,000	330,100	364,100		
118	299,300	330,400	364,500		
119	299,600	330,800	365,000		
120	300,000	331,000	365,500		
121	300,300	331,200	366,000		
122	300,700	331,500	366,500		
123	301,000	331,800	367,000		
124	301,400	332,100	367,500		
125	301,600	332,300	367,900		
126	301,800	332,600			
127	302,100	333,000			
128	302,500	333,200			
129	302,700	333,300			
130	303,000	333,600			
131	303,400	334,000			
132	303,800	334,200			
133	304,000	334,500			
134	304,300	334,900			
135	304,700	335,300			
136	305,000	335,700			

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

137	305,200	336,000						
138	305,500	336,400						
139	305,900	336,800						
140	306,200	337,200						
141	306,400	337,500						
142	306,800	337,900						
143	307,200	338,200						
144	307,500	338,600						
145	307,600	338,900						
146	307,900	339,300						
147	308,200	339,700						
148	308,600	340,100						
149	308,800	340,400						
150	309,000	340,800						
151	309,300	341,200						
152	309,600	341,600						
153	310,000	341,900						
154	310,200							
155	310,400							
156	310,700							
157	311,000							
158	311,300							
159	311,600							
160	311,900							
161	312,300							
162	312,600							
163	312,900							
164	313,200							
165	313,600							
166	313,900							
167	314,200							
168	314,500							
169	314,900							
再任用職員	238,000	259,700	266,900	277,100	293,400	331,100	375,500	

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師及び看護師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

第二条 岡山県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項第一号中「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。

(岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和三十一年岡山県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

別表（第二条関係）

小学校・中学校教育職員給料表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	159,500	175,600	264,900	294,000	412,200
	2	161,000	177,700	267,400	296,600	413,700
	3	162,500	179,800	269,700	299,500	415,200
	4	164,000	182,000	272,100	302,100	416,700
	5	165,800	184,100	274,700	304,600	418,100
	6	167,700	186,300	277,100	307,000	419,500
	7	169,500	188,500	279,300	309,400	421,000
	8	171,300	190,700	281,500	311,800	422,600
	9	173,100	193,100	283,900	314,300	424,000
	10	175,200	195,900	286,200	317,000	425,400
	11	177,300	198,700	288,600	319,700	426,800
	12	179,300	201,400	290,900	322,600	428,100
	13	181,300	204,300	293,300	325,200	429,400
	14	183,500	206,000	295,400	327,200	430,800
	15	185,800	207,600	297,400	329,300	432,200
	16	188,100	209,300	299,400	331,600	433,600
	17	190,400	211,200	301,600	333,900	434,800
	18	193,000	212,900	304,200	336,100	436,100
	19	195,500	214,600	306,700	338,400	437,300
	20	198,100	216,200	309,400	340,600	438,600
	21	200,600	217,900	311,900	342,900	439,700
	22	202,300	219,800	314,500	345,100	440,900
	23	204,000	221,600	316,900	347,400	442,200
	24	205,700	223,400	319,600	349,700	443,500
	25	207,300	225,100	322,200	351,700	444,800
	26	208,900	227,100	324,500	353,500	446,000
	27	210,500	229,100	326,900	355,400	447,000
	28	212,000	231,100	329,200	357,300	448,100
	29	213,500	232,900	331,500	359,200	449,300
	30	215,200	235,600	333,500	361,000	450,100
	31	216,800	238,300	335,700	362,700	450,900
	32	218,500	241,000	337,900	364,600	451,800
	33	220,000	243,700	340,000	366,300	452,700
	34	221,700	246,600	342,100	368,000	453,200
	35	223,300	249,400	344,200	369,700	453,700
	36	224,900	252,100	346,200	371,500	454,200
	37	226,400	254,700	348,300	373,400	454,700
	38	228,100	257,300	350,200	374,900	
	39	229,800	259,800	352,200	376,500	
	40	231,500	262,200	354,100	378,100	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

	41	233,200	264,900	356,000	379,400
	42	235,000	267,300	357,800	380,800
	43	236,800	269,500	359,600	382,200
	44	238,500	271,700	361,300	383,700
	45	240,200	273,900	363,100	385,200
	46	241,800	276,100	364,800	386,800
	47	243,300	278,300	366,400	388,400
	48	244,700	280,400	368,000	389,900
	49	246,100	282,700	369,400	391,300
	50	247,500	284,700	370,900	392,800
	51	249,000	286,700	372,500	394,300
	52	250,200	288,700	374,100	395,700
	53	251,400	290,600	375,600	396,900
	54	252,800	293,100	377,100	398,200
	55	254,100	295,400	378,600	399,300
	56	255,300	297,900	380,100	400,400
	57	256,600	300,100	381,600	401,800
	58	257,800	302,600	383,000	403,000
	59	258,900	305,000	384,400	404,200
	60	260,100	307,700	385,700	405,500
	61	261,500	310,100	386,600	406,700
	62	262,800	312,500	387,800	407,700
	63	264,000	315,000	389,000	409,100
	64	265,000	317,400	390,100	410,400
	65	266,000	319,800	391,000	411,600
	66	267,400	322,000	392,200	412,700
	67	268,900	324,100	393,200	413,900
	68	270,400	326,300	394,300	415,000
	69	272,000	328,600	395,500	416,000
	70	273,500	330,700	396,500	417,200
	71	275,000	332,900	397,600	418,400
	72	276,500	334,900	398,800	419,600
	73	277,700	337,100	399,800	420,200
	74	278,900	339,200	400,900	421,000
	75	280,200	341,400	402,000	421,700
	76	281,500	343,600	403,100	422,200
再任 用職 員以 外の 職員	77	282,900	345,400	404,000	422,500
	78	284,000	347,300	404,900	422,900
	79	285,200	349,200	405,900	423,300
	80	286,400	351,000	406,900	423,700
	81	287,700	352,800	407,700	424,000
	82	288,600	354,600	408,500	424,400
	83	289,800	356,300	409,200	424,800
	84	291,000	358,100	410,000	425,100
	85	292,000	359,500	410,700	425,400
	86	292,900	361,100	411,500	425,800
	87	293,900	362,600	412,200	426,200
	88	294,900	364,100	412,900	426,500

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

89	296,000	365,500	413,500	426,800
90	296,900	366,800	414,200	427,100
91	297,800	368,200	414,700	427,400
92	298,700	369,600	415,400	427,600
93	299,200	371,100	415,800	427,800
94	299,900	372,400	416,200	
95	300,600	373,700	416,500	
96	301,400	374,900	416,800	
97	302,200	375,900	417,100	
98	303,000	376,900	417,400	
99	303,800	377,900	417,700	
100	304,500	378,900	417,900	
101	305,400	379,800	418,100	
102	305,900	380,800	418,400	
103	306,400	381,800	418,700	
104	306,900	382,800	418,900	
105	307,100	383,600	419,100	
106	307,500	384,500	419,400	
107	307,800	385,400	419,700	
108	308,000	386,400	419,900	
109	308,200	387,200	420,100	
110	308,400	388,200		
111	308,700	389,200		
112	309,000	390,200		
113	309,200	390,800		
114	309,400	391,700		
115	309,600	392,600		
116	309,900	393,500		
117	310,200	394,300		
118	310,500	395,000		
119	310,800	395,800		
120	311,100	396,600		
121	311,200	397,200		
122	311,400	398,000		
123	311,700	398,700		
124	312,000	399,400		
125	312,200	400,000		
126		400,700		
127		401,200		
128		401,800		
129		402,500		
130		403,100		
131		403,600		
132		404,100		
133		404,400		
134		404,700		
135		405,000		
136		405,300		

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

137			405,600			
138			405,900			
139			406,200			
140			406,500			
141			406,800			
142			407,100			
143			407,400			
144			407,700			
145			407,900			
146			408,200			
147			408,500			
148			408,700			
149			408,900			
150			409,200			
151			409,500			
152			409,700			
153			409,900			
154			410,200			
155			410,500			
156			410,700			
157			410,900			
再任用職員		229,800	276,600	303,600	329,900	410,700

備考

- この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第四条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第五条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部改正)

第六条 一般職の任期付職員を採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「375,000」を「378,000」に、「423,000」を「426,000」に、「475,000」を「478,000」に、「536,000」を「539,000」に、「611,000」を「614,000」に、「713,000」を「716,000」に、「833,000」を「836,000」に改める。

第八条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

第七条 一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第八条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「397,000」を「400,000」に、「457,000」を「460,000」に、「519,000」を「522,000」に、「599,000」を「602,000」に、「696,000」を「699,000」に、「794,000」を「797,000」に改め、同条第二項の表中「331,000」を「334,000」に、「367,000」を「370,000」に、「395,000」を「398,000」に改める。

第六条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

第九条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

(岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十条 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岡山県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第八項(見出しを含む)中「平成三十年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第五条、第七条及び第九条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(適用)

2 第一条の規定による改正後の岡山県職員給与条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）（第十九条の四第二項を除く。）の規定、第三条の規定による改正後の岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（以下「改正後の教職員の給与条例」という。）の規定、第六条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第七条第一項の規定及び第八条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）第五条の規定は平成二十七年四月一日から、改正後の職員給与条例第十九条の四第二項の規定、第四条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等の給与条例」という。）の規定、改正後の任期付職員条例第八条第二項の規定及び改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

（平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成二十七年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の岡山県職員給与条例（以下「改正前の職員給与条例」という。）又は第三条の規定による改正前の岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（以下「改正前の教職員の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の職員給与条例又は改正後の教職員の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間において、改正後の職員給与条例又は改正後の教職員の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与条例又は改正前の教職員の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与条例又は改正後の教職員の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 改正後の職員給与条例、改正後の教職員の給与条例、改正後の知事等の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例（以下「改正後条例等」と総称する。）の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与条例、改正前の教職員の給与条例、第四条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例、第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第八条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後条例等の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

岡山県職員退職手当基金条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十七号

岡山県職員退職手当基金条例

(設置及び目的)

第一条 職員の退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、県財政の健全な運営を図るため、岡山県職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならぬ。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十八号

岡山県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置及び目的)

第一条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第六条第一項の規定によりその例によることとされる同法第四条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）（以下「法」という。）第八十一条の二第一項の規定により、岡山県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならぬ。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

（処分）

第五条 基金は、法に定める用途に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（その他）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

行政不服審査法の全部改正に鑑み、岡山県行政情報公開条例及び岡山県個人情報保護条例に基づく開示請求に対する決定等に係る審査請求について、同法に基づく審理員の指名に関する規定を適用しないこととする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県行政不服等審査会条例について

行政不服審査法の全部改正に鑑み、同法に基づき審査請求に係る諮問を受ける機関等として岡山県行政不服等審査会を置くとともに、その組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものである。

◎ 岡山県吏員恩給条例及び職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について

刑法等の一部改正に鑑み、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるに至った月の翌月以降は、普通恩給及び扶助料を停止しないこととする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例について

地方公務員法の一部改正に鑑み、等級別基準職務表を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

本県の財政状況等に鑑み、引き続き、平成二十九年三月三十一日までの間において、知事等の給与の特例措置を講ずるものである。

◎ 職員の退職管理に関する条例について

地方公務員法の一部改正により退職管理の制度が創設されたことに鑑み、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものである。

◎ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例について

事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

将来の県財政への負担の軽減を図るため、引き続き決算剰余金の処理について特例措置を講ずる等所要の改正を行ったものである。

- ◎ 岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
道路運送法施行令に基づく指定都道府県の指定を受けることに鑑み、自家用有償旅客運送を行う者の登録の申請に係る手数料を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例について
住民基本台帳法等の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。
- ◎ 岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例について
岡山空港の円滑な管理運営を図るため、第一駐車場の駐車料を徴収する一日当たりの上限を改めるものである。
- ◎ 岡山県消費生活センター条例の一部を改正する条例について
消費者安全法の一部改正に鑑み、岡山県消費生活センターに同法に基づく消費生活相談員資格試験に合格した者等を消費生活相談員として置くこととする等所要の改正を行うものである。
- ◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について
地域の实情に応じた事務処理を可能とするため、児童福祉法に基づく病児保育事業の届出の受理等に関する事務を高梁市、新見市及び真庭市が処理することとする等所要の改正を行うものである。
- ◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
調理師試験の実施に関する事務を指定試験機関に行わせることに鑑み、当該事務に係る手数料の徴収に關し必要な事項を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
食品衛生法等の一部改正に鑑み、食品衛生管理者の養成施設等の登録の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行ったものである。
- ◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、基準該当児童発達支援の特例の基準を改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの

事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、基準該当自立訓練（機能訓練）等の特例の基準を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例を廃止する条例について

国が県に交付した介護職員処遇改善等臨時特例交付金により実施した事業の終了に伴い、岡山県介護職員処遇改善等臨時特例基金を廃止するものである。

◎ 岡山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例を廃止する条例について

国が県に交付した介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により実施した事業の終了に伴い、岡山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金を廃止するものである。

◎ 岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

職業能力開発促進法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

農産物検査法等の一部改正に鑑み、県の区域において農産物検査を行う登録検査機関の登録の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例について

岡山県営と畜場の円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の制度が導入されたことに鑑み、当該認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しに鑑み、入学試験における受験生の監督等の業務に従事する教育職員の特殊勤務手当の支給額を改めるものである。

◎ 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

学校教育法の一部改正により義務教育学校の制度が創設されることに伴い、規定の整備を行うも

のである。

◎ 岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について
文化財保護法施行令の一部改正に鑑み、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、岡山県文化財保護条例に基づく県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取の許可等に関する事務を各市町村が処理することとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例について
最近の治安情勢に対処するため、岡山県警察職員を増員し、階級別定員を改めるものである。

◎ 岡山県迷惑行為防止条例等の一部を改正する条例について
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正により、特定遊興飲食店営業に関する規制が設けられたことに伴い、当該営業に係る営業所の設置が許容される地域を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
地方公務員災害補償法施行令の一部改正に鑑み、障害厚生年金等が支給される場合の傷病補償年金及び休業補償の調整に用いる率を改めるものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、基準該当児童発達支援の特例の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、基準該当生活介護等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、地域密着型特別養護老人

ホームに併設される事業所の職員の配置の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定療養通所介護に関する規定を削除する等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に鑑み、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る受託介護予防サービス事業者への委託に関する基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令等の一部改正に鑑み、指定介護予防通所介護事業者の従業者の員数及び設備の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例について

平成二十七年十月六日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料月額、初任給調整手当の最高支給限度額及び勤勉手当の支給割合を改定する等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県職員退職手当基金条例について

職員の退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、県財政の健全な運営を図るため、岡山県職員退職手当基金を設置したものである。

◎ 岡山県国民健康保険財政安定化基金条例について

国民健康保険法の一部改正に鑑み、国民健康保険の財政の安定化を図るため、岡山県国民健康保険財政安定化基金を設置したものである。